

「修学面における学生支援」 自己評価書

平成14年度 小樽商科大学外部評価資料

自己評価の方法（「平成14年度外部評価実施要領」抜粋）

平成14年度外部評価実施要領2の(1)の自己点検・評価は、下記により実施することとする。

1. 大学評価委員会は、評価テーマに関するとりえ方、目的及び目標を整理したうえで、担当部局に自己評価を依頼する。

2. 依頼を受けた担当部局は、下記により自己評価を実施することとする。

(1) 評価は、正規の課程に在籍する学生（大学院、留学生を含む。）に対する学生支援について実施する。

(2) 評価にあたっては、大学評価委員会が学部学生（留学生を含む。）を対象に実施したアンケート調査結果を加味して行うこととする。

(3) 評価の観点

①学生支援の取組み（以下「取組み」とする。）状況

取組みが、初期の目標に向けてどこまで達成できたかを評価する。（実行状況の評価）

②取組みの実行状況を規定した要因

上記①の実行状況の評価に基づき、取組みの実行が初期の目標を達成できた要因及び達成できなかった要因について分析する。（実行状況の成功及び失敗要因の分析）

③取組み促進のための改善努力

上記②の分析に基づき、取組みの実行を促進させるための改善状況を示し、それについての評価を行う。（取組み促進のための改善状況とその評価）

④取組みの目的・目標との整合性

目的及び目標に照らして、取組みが、目的及び目標の達成に適したものであったかについて評価する。（取組みの合目的性の評価）

⑤合目的性の改善努力

上記④の評価に基づき、いかなる対応がとられたかを示し、それについての評価を行う。（取組みの合目的性を高めるための改善努力とその評価）

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

上記①から⑤の分析及び評価を踏まえ、将来に向けて設定されるべき目標、取組みが何かについて示す。

(5) 自己評価書の作成方法

①評価は、原則として過去5年間の状況の分析を通じて行ってください。

②最低限、大学評価委員会（外部評価専門部会）が提示する活動項目を評価項目に含めてください。

③評価項目ごとに、設定されている評価の観点から自己評価を実施してください。

「修学面における学生支援に関するアンケート」自由回答欄の分析は、次の方法で行ってください。

1) 不満が示される（このような意見を学生が持っている）ことについて原因を分析（下記参照）し、評価する。

① 学生による過大な期待や要求

② 学生の誤った理解による勘違い

③ 大学による説明や情報の不足

④ 大学の対応に不備（配慮不足、予算上の制約等によるやむをえぬ現状など）

⑤ 大学が問題を認識していない

2) 今後どう対応する（できる）か。

3) 対応の時期

対応ができない場合の障害、解決の方法

「自己評価書」作成プロセス

5月8日	大学評価委員会において外部評価実施要項決定
6月19日	「修学面における学生支援」に関するアンケート（以下「学生アンケート」という。）設問票決定
7月4日～17日	学生アンケート実施
7月16日	学生アンケート未回答者への調査回答依頼ハガキ送付 (※7月23日まで学生アンケート実施期間を延長)
7月17日	「修学面における学生支援」の「目的及び目標」を決定
8月14日	実施主体へ自己点検評価を依頼（9月30日提出期限）
8月23日	平成14年度外部評価説明会開催
11月4日～25日	ホームページを利用し「学生アンケート調査結果」及び「自己評価結果」を対象にパブリックコメントを実施
12月24日	外部評価専門部会で自己評価書（素案）作成
12月26日	大学評価委員会において自己評価書（案）承認
1月15日	教授会において「自己評価書」を承認

「修学面における学生支援」の目的及び目標

[目 的]

学生の短期的な満足に迎合することを排しつつ、教員の研究に重点を置く「教員中心」志向から、多様な学生に対するきめ細かな教育・指導に重点を置く「学生中心」志向へと大学が視点を転換すべきことは、大学内外において既に指摘されている。この視点は、本学の教育理念が、教員、事務職員、学生によって十分に理解され、共有される中で尊重されるべきであることは言を俟たない。このことは、大学が学生を重要な「顧客」「パートナー」と位置付けて、学生に対し、大学の教育理念を十分に説明し、動機付けを促し、修学面での支援を行い、理念に応えようとする学生を励まし、また、理念に反する諸要因を排除するなどの措置を、学生からのフィードバックに基づいて不断に改善しつつ行うことを意味している。

『本学の教育理念』（平成6年教授会承認）、『本学の理念に基づく教育方針骨子』（平成10年教授会承認）及び、教養教育で「学生の学問に対する主体的活動を啓発する」ことを強調している点などに鑑みると、本学の「修学面における学生支援」の目的は、「本学の教育の理念を実現するために、学生支援のための施設・設備・サービスを提供し、それらのサービスへのアクセス及び履修に関する情報を提供し、また、それらのサービスへのアクセスを保障し、利用者である学生の声をフィードバックして不断に改善をおこなうこと」とすることができる。

[目 標]

1. 本学の教育理念、履修・ゼミ所属・卒業までの単位修得などに関する情報が、十分かつ正確に、誰にでもわかりやすく、快適なコミュニケーションを通して周知されていること
2. 正課（可能であれば課外）教育に関連して、学生が主体的に勉学に取り組むことを促進する施設・設備の充実が図られ、アクセスが保障されていること
3. 修学が困難な学生に対して、その多様性に対応した支援システムが準備されていること
4. 提供しているサービスについて、学生からのフィードバックに基づいた改善のためのシステムが構築されており、適切に機能していること
5. 「修学面における学生支援」のあり方が、学生、学費負担者、さらには本学への志願者の本学に対する評価を高めることに貢献していること

I. 目標の分類及び対象となる活動

目標 1. 学生の科目履修に関する支援

【対象となる活動】

シラバス，履修指導，オリエンテーション，履修指導教官制度，履修（変更）登録手続，
キャップ制指導，ゼミ選択，ゼミ所属登録，ゼミ変更

目標 2. 学生の自習環境の整備

【対象となる活動】

図書館の開館状況，図書館利用の指導，学生用図書整備，情報処理センターの開館状況，
情報処理教育，情報処理アシスト，言語センターマルチメディアライブラリー，国際交流セ
ンターラウンジの設備，ゼミ室

目標 3. 学生の修学に関する支援

【対象となる活動】

休学・留年（復学）への指導，成績不振者への指導，メンタルヘルスケア，ハンディキャッ
プを持った学生への対応，その他修学上の困難に対する相談

目標 4. 学生支援のありかたについてのフィードバックシステム

【対象となる活動】

授業改善のためのアンケート，ファカルティ・ディベロップメント (FD)，学生の声，副学長
と学生代表との懇話会

II. 自己評価結果

目標 1.

本学の教育理念、履修・ゼミ所属・卒業までの単位修得などに関する情報が、十分かつ正確に、誰にでもわかりやすく、快適なコミュニケーションを通して周知されていること

[対象となる活動] シラバス

① 学生支援の取組み状況

現存する資料によると本学では昭和34年度から各授業内容を記載した教授要目を発行し、学生の科目履修のガイドブックとしてきた。教授要目が現在のシラバスになったのは平成9年度からである。シラバスは大きく分けると、履修方法の説明と授業科目の内容の2つから構成されている。授業科目の内容は、科目名、単位数、配当年次、開講時期、担当教官名、研究室番号、Office Hours、授業の目的・方法、授業内容、使用教材、成績評価の方法、履修上の注意事項が記載されている（教授要目・シラバスの詳細な内容については表1参照）。

シラバスが、学生にどのように利用されているかについては、大学評価委員会が実施している授業改善のためのアンケート（共通型）及び修学面における学生支援に関する調査が参考となる。表2によると、シラバスが授業選択に役に立っていると回答した学生は約6割となっている。表3では、講義科目、実技科目で、「シラバスを読み興味を持ったから」科目を選択したと答えている学生が最も多い。表4の授業履修において一番重視する項目においても、シラバスからの情報が学生からの情報を上回っている。以上のことから、シラバスはおおむね目標を達成していると見ることができる。しかしながら、今回大学評価委員会が実施した調査では、シラバスに対して「情報が不足している」、「見やすくしてほしい」、「大きすぎる・重い」、「学年毎・学科毎にしてほしい」、「昼間コースと夜間主コースを分けてほしい」、「授業内容と実際の授業内容が違う」、「授業内容の記述があいまいだ」、「シラバスをCD-Rにしてほしい」といった意見がだされており、なお改善の必要があると考えられる。

② 取組みの実行状況を規定した要因

シラバスに対する不満は目標を達成するにあたっての阻害要因を示していると思われるが、表5では、満足度1と2を回答した学生の合計が、シラバスの大きさが52.5%、シラバスの見やすさが32.2%、各授業の記述内容で33.8%となっており、最も大きな阻害要因はシラバスの大きさ、重さにあることを示している。

③ 取組み促進のための改善努力

平成9年度に発行したシラバスは、A4版に変え、授業科目の内容は1頁1科目とした。その結果、シラバスは600頁を超えたため、持ち運びに不便となり、大変不評であった。そのため、翌平成10年度からは、1頁2科目を記載し軽量化を図った。

その後、開設科目の増加と比例し、開講科目も増加し、また、平成13年度の学則改正に伴い、平成8年度以前入学者、平成9年度から平成12年度入学者、平成13年度以降入学者で履修方法が異なるために、履修方法の説明が急激に増加し、シラバスの頁数も増加の一途をたどっているが、おおむね目標の達成に貢献していると考えられる。

なお、平成11年10月からは、1、2年次生に対して個人ロッカーを用意し、シラバスも大学におけるように配慮したが、それではシラバスが自宅では利用できないという問題点が依然として存在している。当然のことながら、学生センターと学生連絡室にシラバスを設置し、自由に閲覧できるような配慮は行っている。

④ 取組みの目的・目標との整合性

「学年毎・学科毎にしてほしい」との意見であるが、本学は専門教育科目が1年次から履修でき、下位配当年次科目の履修も可能であるため、配当年次毎にシラバスを作成すると必要なシラバスを入手し忘れる学生も出て、学生の間には混乱を持ち込み、ひいては履修上の誤りをもたらしかねず、不適切である。また、所属学科以外の専門教育科目の選択ができるシステムであるため他学科の情報は必要不可欠であり、学科毎のシラバスは不適切な措置となる。なお、学生は4年間体系的に履修計画をたてる必要があることから自分の学年以外の情報を事前に持つておくことも必要であり、そのためにシラバスを役立ててほしいとも考えている。「CD-Rにしてほしい」との意見であるが、学生が自宅でパソコンが使用でき、履修登録が可能かどうか把握できていない状況にあり、履修登録の短期間に約2,600人の学部学生が学内のパソコンを使用することを前提にすれば、それにみあうパソコンが学内に設置されていない現状では、多大な不便をもたらすことが当然予想される。パソコン所有者の調査が必要と考えている。

「昼間コースと夜間主コースを分けてほしい」との意見であるが、夜間主コース学生は昼間コースで開講されている科目を履修できるシステムであり、夜間主コース学生に対する昼間コースの授業科目の情報提供を考慮する方策をあわせて検討する必要がある。

現在のシラバスは、このように全ての学生に必要な情報を提供するという点で、おおむね目標を達成していると考えられるが、「情報が不足している」、「見やすくしてほしい」、「大きすぎる・重い」、「授業内容と実際の授業内容が違う」、「授業内容の記述があいまいだ」、「シラバスと異なる授業内容」といった意見に対しては、なお改善の必要があると考えられる。

⑤ 合目的性の改善努力

今後、改善のための努力が必要である。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

今後さらに改善が必要と思われる事項及び改善のための方策は次のとおりである。

- (1) シラバスが大きい、重い：夜間主コース学生に混乱が生じるおそれはあるが、当面、昼間コースと夜間主コースでシラバスを分け、夜間主コースには両方配付することで軽量化を図ることができる。また、授業の目的・方法と授業内容を一つにして授業の目的・内容・方法として授業内容の概略を記載し、詳しい授業内容を各教官のホームページに掲載することで、記載量を若干少なめにすることによってB5版が実現でき、大きさについても変更することが可能となる。
- (2) 見やすくしてほしい：見やすくわかりやすいシラバスを作成するよう心がけているが、なお、構成等の検討が必要と思われる。
- (3) シラバス内容と実際の授業内容が違う・授業内容の記述があいまいだ：シラバスの記述と授業内容・授業評価の適正化をはかるための改善と、どのような記述が、学生の授業科目履修にとって適切なのか検討が必要と思われる。

表1 教授要目及びシラバスの記載内容等の推移

年 度	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1997	1998	1999	2000	2001	2002
記載内容	(S35)	(S40)	(S45)	(S50)	(S55)	(S60)	(H2)	(H7)	(H9)	(H10)	(H11)	(H12)	(H13)	(H14)
規 格	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5	A 5	A 5	A 4	A 4	A 4	A 4	A 4	A 4
カ レ ン ダ ー							1	1	1	1	1	1	1	1
学 年 歴 ・ 行 事 予 定					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
開 講 科 目 一 覧	3	3	5	5	5	6	4	11	12	15	15	16	30	35
履 修 方 法	2	2	20	17	24	21	14	29	56	50	49	62	99	107
受 験 注 意 事 項			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
授 業 内 容 等	28	34	46	55	70	78	71	154	475	221	218	245	272	300
研 究 指 導 要 項			15	17	20	22	22	35	42	15	18	27	32	36
一 般 教 育 ゼ ミ ・ 基 礎 ゼ ミ						1	1	1	9	8	9	9	19	20
卒 業 論 文 執 筆 要 領						5	4	4	4	4	4	4	4	4
講 義 室 等 配 置 図								1	1	2	2	3	2	3
単 位 互 換 ・ 留 学 等										3	3	4	21	21
頁 数 計	33	39	87	95	121	135	119	238	602	321	321	373	482	529
参 考 : 開 設 科 目 数	76	109	112	123	133	138	147	284	404	404	414	428	369	369

注1：平成3年10月に夜間主コースが設置され、平成4年度から夜間主コースのシラバス等が加わった。

参考：平成7年度開設科目 昼間コース177科目、夜間主コース107科目

平成9年度開設科目 昼間コース214科目、夜間主コース166科目、共通24科目

注2：開設科目数では各外国語を1科目、研究指導を1科目として計算し、科目毎のクラス数は加算していない。

注3：開設科目数欄中、昭和35年度は資料がないため昭和36年度分を記載。

注4：開設科目数欄中、平成2年度以降は商業教員養成課程と各学科の専門科目が同じ科目は開設科目数から引いて計算している。

表2 シラバスの授業選択における有用性 (単位 %)

	非常に役立った	かなり役立った	どちらともいえない	余り役立たなかった	まったく役立たなかった	計
昼 1年	9.9	46.8	33.0	8.7	1.7	100.0
2年	19.4	47.1	25.1	6.5	1.8	100.0
3年	12.1	45.7	32.4	9.2	0.6	100.0
4年	14.1	32.3	39.4	8.1	6.1	100.0
計	14.3	44.1	31.3	7.9	2.3	100.0
夜 1年	7.9	42.1	28.9	17.1	3.9	100.0
2年	18.8	39.6	33.3	8.3	0.0	100.0
3年	10.0	43.3	36.7	6.7	3.3	100.0
4年	0.0	55.6	33.3	11.1	0.0	100.0
計	11.0	42.3	31.9	12.3	2.5	100.0
合計	13.8	43.9	31.4	8.5	2.4	100.0

北に一星あり第6集 (2001年3月発行) P126

表3 講義選択理由 (単位 %)

	必修科目・選択科目であるため	専門の勉強に必要と考えたため	シラバスを読み興味をもったため	授業時間の関係で取らざるを得なかったため	その他	計
昼 講義	29.1	15.0	34.4	19.9	1.6	100.0
語学	82.2	1.4	11.4	3.4	1.5	100.0
実技	10.7	0.9	64.8	15.9	7.7	100.0
計	46.1	10.1	27.7	14.4	1.8	100.0
夜 講義	23.9	24.3	28.0	22.3	1.6	100.0
語学	94.4	1.0	4.1	0.3	0.3	100.0
実技	6.5	2.2	54.3	30.4	6.5	100.0
計	40.3	18.1	23.0	17.2	1.4	100.0
合計	45.1	11.4	26.9	14.8	1.7	100.0

北に一星あり第6集 (2001年3月発行) P151

表4 授業履修において一番重視する項目 (単位 %)

	履修科目 重視する項目				合計
	シラバスからの情報	時間割(時間帯含む)	学生からの情報	その他	
1998年度以前入学	52.2	43.5	4.3	0.0	100.0
1999年度	38.4	41.4	18.2	2.0	100.0
2000年度	34.4	49.2	15.6	0.8	100.0
2001年度	35.9	38.5	23.1	2.6	100.1
2002年度	43.9	32.5	22.8	0.8	100.0
合計	38.8	40.5	19.2	1.4	100.0

表5 シラバスの満足度

	満足度					合計
	5	4	3	2	1	
シラバスの大きさ	7.4	11.6	28.5	33.1	19.4	100.0
シラバスの見やすさ	7.0	21.5	39.3	25.0	7.2	100.0
各授業の記述内容	5.0	20.0	41.1	26.2	7.6	99.9

表6 履修登録に関する事項(シラバス, 履修の仕組み, 手続き, 登録など)の満足度

満足度						合計
5	4	3	2	1	無回答	
6.0	18.4	42.1	22.7	9.7	1.0	99.9

[対象となる活動] 履修指導・オリエンテーション・履修指導教官制度

①学生支援の取組み状況

本学における履修指導は、新入生オリエンテーション、窓口による履修指導、学業成績票による履修指導、履修指導教官による履修指導がある。

- (1) 新入生オリエンテーションは入学式の翌日に実施され、教務担当者が、授業科目の履修の仕方、履修登録上制限（キャップ制）、学期、単位制度、科目試験、成績評価、進級、卒業要件等を授業時間割、シラバス、学園生活の手びき、履修願、履修の流れの解説書を使用して説明している。
- (2) 窓口による履修指導は、上記（1）で説明した内容について不明な学生の質問に対して対応している。
- (3) 2年次生以上の学生に対しては、学業成績票に、4月期は前年度までの履修科目の成績、10月期には前期までの履修科目の成績に、卒業所要単位の各区分毎に修得単位数、不足単位数を記載して配付している。
- (4) 履修指導教官制は、各学科から選出された教官と教務委員会委員が1年次生又は2年次生を担当し、修学及び履修登録に関する事項について指導、助言を行う制度で、平成13年度も設けられた。平成14年度は履修指導教官1名が約100名の学生を指導することとなっている。
- (5) 履修指導に関する印刷物としては、前掲シラバスがある。前掲表1のとおり、平成9年度と平成13年度の大幅な学則改正に対応して、シラバス中の履修方法に関する説明も、平成7年度が29頁だったのに対し、平成9年度は56頁、平成13年度は99頁と大幅に増加している。平成9年度の学則改正に対しては、「学則改正に伴う在学生の履修方法」を作成し、全学生に配付している。

これらは目標達成におおむね貢献していると考えられるが、「入学早々の履修指導は理解しづらい」、「シラバスがわかりづらい」、「履修指導教官が誰なのかよくわからない」などの意見があり、なお改善の必要がある。

②取組みの実行状況を規定した要因

上記のそれぞれの取組みの相互作用が履修指導の効果を一層高めるものであるが、その中でも平成12年度から電算処理を改善し、学業成績票に学業成績に加え各区分毎に修得単位数、不足単位数を記載したことによって、学生自身がどの区分の単位を何単位修得すればよいのか、その単位にはどの科目を含めなければならないのかが容易にわかるようになり、不明な学生に対する窓口の対応も一層正確にかつ容易になったことが大きな要因となっている。

③取組み促進のための改善努力

学部学生 2,600 名に公平な履修指導を行うには、履修案内を配付し、多くの学生の共通理解を持たせることがまず大切であり、その上で、この履修案内に理解できない箇所がある学生について、窓口で説明を行い、履修上の疑義を解消している。また、オリエンテーションにおける説明内容の改善、履修指導教官による履修指導も充実させている。今年 10 月からは、学生支援業務を充実発展させることを目的として、学生事務連絡室を学生センターに改称し、あわせてオープンカウンター化を図った。また、窓口担当者の共通理解を深めるための担当業務説明会、外部講師を招いての接遇研修も開催している。こうした不断の改善努力は、目標達成におおむね貢献している。しかしながら、「入学早々の履修指導は理解しづらい」、「シラバスがわかりづらい」、「履修指導教官が誰なのかよくわからない」といった意見もだされており、オリエンテーションやシラバスを改善し、履修指導教官制の充実を図るなど、分かりやすい履修システムのための検討が必要である。

④取組みの目的・目標との整合性

これらの取組みは、目的・目標達成に不可欠な取組みであり、今後もその充実を図ることが大切である。

⑤合目的性の改善努力

今後、改善のための努力が必要である。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

履修指導の結果は、最終的には卒業できたか否かが大きな判断の要因となる。過去 5 年間については、履修指導の誤りが原因で卒業できなかった学生はいないので、これまでの取組みは評価できるが、それらの充実とともに、コンピュータを活用した情報提供や処理などの新たなシステムの開発にも着手する必要がある。

学生にとっては、本学を卒業しただけでなく、自分の進路に有意義な学修が体系的にできたか否かがより重要と思われる。例えば、各学科で履修モデルを作り、履修指導教官が履修相談に対応したり、マニュアル化してホームページに掲載するなども 1 つの方法である。また、本学の卒業生に在学中のどのような学修が社会人となってから役に立っているか、現在の仕事にどのような科目の学修が必要かなどの体験特集を作成するのも 1 つの方法である。これには、本学の同窓会のバックアップが期待できる。

[対象となる活動] 履修登録（変更）手続き

①学生支援の取組み状況

平成14年度における履修登録の手続きは次のとおりである。

- | | |
|----------|----------------------------------------------------|
| 4月9日・10日 | 新入生オリエンテーション（授業時間割・履修願等配付） |
| 4月10日 | 2～4年次生成績票・授業時間割・シラバス・履修願・履修登録手続き説明書・英語登録手続き説明書等配付） |

基礎ゼミナール選考

- | | |
|-----------|------------------|
| 4月12日～15日 | 基礎ゼミナールオリエンテーション |
| 4月16日～17日 | 基礎ゼミナール第1次募集・選考 |
| 4月18日～19日 | 基礎ゼミナール第2次募集・選考 |

英語クラス選択（英語Ⅰ～英語Ⅲ）

- | | |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 4月17日 | 英語クラス選択第1次募集締切り |
| 4月18日 | 英語クラス第1次選考結果発表・第2次募集締切り |
| 4月19日 | 英語クラス第2次選考結果発表・第3次募集（空き定員のあるクラスへ先着順で決定） |
| 4月24日 | 履修願提出締切り |
| 5月1日～17日 | 履修登録期間：履修願に基づいて作成された履修確認表と履修登録届を確認し、間違いがなければ履修登録届に押印し提出する。 |

履修確認表・履修登録届に間違いがある場合：5月9日までに履修確認表を訂正し提出する。提出された履修確認表の訂正部分を修正し、履修確認表、履修登録届を再配付し、履修登録届を提出させる。

今回の調査によると、これらの手続きを含めた履修登録全般に対する学生の満足度は、前掲(①)表6のとおり、満足度3、4、5と回答した学生が66.6%となっており、この取組みはおおむね目標達成に貢献しているが、満足度1、2と回答した学生が32.4%おり、さらに改善が必要と思われる。

②取組みの実行状況を規定した要因

今回の調査では、履修登録について「履修登録制度がわかりづらい」、「手続きが多い、複雑すぎる」、「インターネットを利用して登録できるようにしてほしい」、「時間割が見づらい」、「新カリと旧カリの互換性がわかりづらい」、「キャップ制がわかりづらい」、「他学科の単位の仕組みがわかりづらい」、「コード表が見にくい」、「履修登録表が記入しづらい」、「履修登録に時間がかかる」、「履修登録期間が短い」、「履修願、履修登録届の書き方が不十分」、「書き忘れたり

しても、履修願提出後は追加、変更ができない」、「後期開講科目は後期に登録できるようにしてほしい」といった意見がだされ、特に後期科目については、シラバスだけで科目を選択するのではなく、実際に授業のオリエンテーションを聞いてから科目を選択したいという意見が多く出されている。履修登録は、(1)履修願提出、(2)履修確認票による履修確認、(3)履修登録届の手続きで完了するもので、履修願の記入間違いがあっても、履修確認表による修正・提出、それに基づいて作成された履修登録届の提出が加わるのみであり、制度自体が複雑ということは考えにくい。学則改正による再履修科目の履修方法やその関連で授業時間割が複雑になっており、さらに英語のクラス選択、キャップ制による翌年度の履修登録上限やキャップ制に含まれない教職共通科目が一部存在するなどが、履修登録を複雑と感じさせる要因と思われる。したがって、履修登録制度そのものは目的達成に有効に機能していると思われる。

③取組み促進のための改善努力

平成12年度から、4月と10月に学生に配付する学業成績票に各区分毎の卒業所要単位数、修得単位数、不足単位数を、平成13年度からは当該年度の履修可能単位数を記載した。履修可能単位数はキャップ制にも対応している。履修確認表については、同一時間帯で重複して授業科目を履修している間違いや履修できない配当学年の科目を履修している間違いを表示し、既に履修している科目を履修した場合はチェックリストを作成して学生を呼び出して訂正させている。さらに、平成13年度からは履修願に学生番号、氏名、本籍地、住所などもコンピュータで打ち出し、学生が記入しなくても確認するだけで提出できるように改善を図った。また、履修確認表、履修登録届には履修単位数の合計も記入している。これらの改善は、この取組みが有効に機能するための効果をあげており、目的達成におおむね合致しているといえるが、なお、改善が必要と思われる。

④取組みの目的・目標との整合性

これらの取組みは、目的・目標達成に不可欠な取組みであり、今後もその充実を図ることが大切である。

⑤合目的性の改善努力

- (1)「インターネットを利用して登録できるようにしてほしい」との意見について：履修登録の簡略化といった観点で検討を行っているが、短期間に集中する全学生の履修登録に可能なパソコンが用意されるか、学生のパソコンの保有状況が把握できていないことなどから、実施に至っていない。
- (2)「時間割が見づらい」、「コード表が見にくい」、「履修登録表が記入しづらい」、「履修願は時間割形式とし、履修科目を○で囲むように」との意見について：短期間に履修データを入力するには現在のように科目コードを記載した様式が必要である。ちなみに1年間の履修科目総数は4万2千件を超えている。学生の記入した科目コードは数字の判別がつけにくいも

のもあり、その場合は授業科目名で確認を行っている。したがって、履修科目名と科目コードの両方の記載が必要となる。授業時間割と科目コード表について引き続き検討する。なお、現在は、履修科目名、科目コードのいずれかが正しければ履修科目として処理している。

- (3) 「新カリと旧カリの互換性がわかりづらい」、「キャップ制がわかりづらい」、「他学科の単位の仕組みがわかりづらい」との意見について：シラバスの記載内容について、毎年度誤解を招かない記載内容を第1課題として改善を図っているが、さらに改善を図る必要がある。
- (4) 「後期開講科目は後期に登録できるようにしてほしい」との意見について：履修登録に長期間を要しており、後期も同様の履修登録を行えば円滑な授業運営が困難となる等の理由で実施できない状況にある。Semester制への移行を目指し、半期で終了する授業科目への変更を進めているが、授業科目の内容によっては通年で実施せざるを得ないものもあり、前期開講、後期開講、通年開講が混在しており、このことも、後期の履修登録を困難にしている要因となっている。更に、平成13年度入学生からキャップ制が実施され、前期・後期で各々何単位登録すればよいかで学生に混乱を引き起こす可能性がある。前期・後期登録に対応したキャップ制、履修指導等さらに検討が必要と思われる。
- (5) 「英語のクラス及び英語以外の外国語の選択が抽選制となっており、希望するクラス・言語を履修できない場合がある」との意見について：年度当初の英語クラス及び英語以外の外国語への振り分けは、他科目に先がけて迅速に行う必要がある。1クラスの受け入れ人数に教育上限界があることを勘案すると、1クラスの定員を超えた場合における現行のコンピュータによる無作為抽選は現状では止むを得ない手段であろう。今後、潤沢なクラス数を確保し、英語クラスに習熟度別クラス制を導入するなどして、学生の履修希望により対応した体制を模索したい。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

シラバスの構成及び履修方法の内容について見直し、履修情報の電子化について検討を行うことが必要と思われる。また、学生に分かりやすいカリキュラムをどう構築していくかについて、関係委員会に検討を依頼することも必要と思われる。

[対象となる活動] キャップ制指導

①学生支援の取組み状況

平成13年度の学則改正は、教養教育の重視および専門教育の基本・基礎の徹底を基本的な考え方とし、学生の無計画な履修を回避するために、履修登録上限制（以下「キャップ制」という。）を設けた。本学におけるキャップ制は、1年間に履修登録できる単位数を40単位までとし、当該年度に不可となった授業科目がある場合は、不可となった授業科目に相当する単位数とし、8単位を限度として履修することができるもので、平成13年度入学生から適用されている。

共通科目及び学科科目で履修登録数が200名を超える科目数は表7の通りである。キャップ制が実施されたのは平成13年度入学生からであり、共通科目については平成13年度からその影響が表れるが、学科科目については学年進行に伴って開講科目が増えるので、平成13年度入学者が3年次生になる平成15年度を見なければ正確な評価はできない。しかしながら、明らかに履修登録数が500名を超える科目は減少傾向にあり、この制度の目的は徐々に達成しているといえる。ところが、今回の調査では、キャップ制に対する意見が51件出されている。「キャップ制を廃止してほしい」、「上限単位数を上げてほしい」、「キャップ制のため、履修したい科目が履修できない」、「キャップ制のため授業の決め方が難しくなった」といった意見であり、この制度については、改善が必要と思われる。

なお、平成13年度入学生の平成13年度の履修及び単位修得状況は表8のとおりである。

表7 履修登録数が200名を超える科目数一覧（夜間主コースを含む）

区 分	履修登録数	平成14年度	平成13年度	平成12年度
共通科目	600名以上	1科目	1科目	3科目
	500名以上	1科目	2科目	2科目
	400名以上	4科目	4科目	4科目
	300名以上	7科目	4科目	5科目
	200名以上	10科目	12科目	6科目
	計	21科目	23科目	19科目
学科科目	600名以上	0科目	0科目	2科目
	500名以上	0科目	1科目	2科目
	400名以上	1科目	4科目	6科目
	300名以上	7科目	9科目	19科目
	200名以上	27科目	27科目	25科目
	計	35科目	41科目	51科目

表8 平成13年度入学生の平成13年度における単位修得状況

コース	総履修単位数	履修学生数	1人当たり履修単位数	総修得単位数	1人当たり修得単位数	合格率	不合格率
昼間コース	18814	472	39.8	15555	33	82.7	17.3
夜間主コース	3994	102	39.2	3110	30.5	77.9	22.1

表9 平成13年度の平均履修可能単位数及び平均修得予測単位数

コース	区 分	1年次	2年次	3年次	4年次	計	卒業所要 単 位 数
昼間コース	平均履修可能単位数	40	47	48	48	183	124
	平均修得予測単位数	33	39	40	40	152	
夜間主コース	平均履修可能単位数	40	48	48	48	184	124
	平均修得予測単位数	30	37	37	37	141	

注1 2年次以降の平均履修可能単位数は、40単位+40単位×不合格率で算出している。

2 平均修得予測単位数は、平均履修可能単位数×合格率で算出している。

表10 平成14年度における学生1人当たりの履修登録単位数の分布

コース	入学年度	25C	28C	30C	32C	33C	34C	35C	36C	37C	38C	39C	40C	小計
昼間コース	平成14年度				1		1	3	2	1	17	12	448	496
	平成13年度	1			1				2				132	136
夜間主コース	平成14年度			1	2		1	1	5	3	13	9	64	99
	平成13年度		1							1	1	2	29	34
コース	入学年度	41C	42C	43C	44C	45C	46C	47C	48C	小計	合計	平均単位数		
昼間コース	平成14年度									0	496	39.74単位		
	平成13年度	3	96	2	70	3	63	5	94	336	472	43.45単位		
夜間主コース	平成14年度									0	99	38.98単位		
	平成13年度	2	16	2	13	1	10		23	67	101	43.19単位		

例示 平成13年度、25Cの1は平成13年度入学生で25単位の履修をしている者が1名であることを示している。以下同じ。

②取組みの実行状況を規定した要因

キャップ制は「教養教育の重視および専門教育の基本・基礎の徹底を基本的な考え方とし、学生の無計画な履修を回避するために」設けられたものであり、教育面でどのような効果が現れているかについては、今回の調査の対象とはなっていないし、評価の目標でもない。しかし、調査項目である「学生の科目履修に関する支援」といった観点からみると、学生から「制限」と感じている意見が出されていることについては、今後の検討課題とすべきと考える。

③取組み促進のための改善努力

平成12年度から、4月と10月に学生に配付する学業成績票に各区分毎の卒業所要単位数、修得単位数、不足単位数を、平成13年度からは当該年度の履修可能単位数を記載した。平成13年度からは、キャップ制にも対応した履修可能単位数を掲載している。また、平成13年度からは履修指導教官制も設け、前期科目で8単位以上不合格となった学生については、履修指導教官が個別に修学面などでの指導・助言を行っている。これらの取組みは目標達成におおむね貢献していると思われる。

④取組みの目的・目標との整合性

キャップ制が目標達成に適合しているか否かについて、学生の意見は否定的である。しかしこの制度は、平成13年度に設けたものであり、まだ実質1年を経過したのみである。この制度

が制度の目的を達成するために十分機能すれば、目標達成に貢献する制度であり、教育面での効果を含めた評価を行うために、更に数年の推移が必要と思われる。

⑤合目的性の改善努力

平成13年度生が、もっぱら学科科目を履修することになる平成15年度及びその結果としての成績評価が出された平成16年度に、この制度の目的がどのように達成されたか、どのような課題が生じているかを検討することが必要である。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

教育面でどのような効果が現れたかについて、教官の評価を把握することが必要である。

[対象となる活動] ゼミ選択, ゼミ所属登録, ゼミ変更

①学生支援の取組み状況

平成13年度の研究指導（ゼミ）所属は次の日程で実施された。

11月1日	オリエンテーション:教務課作成の研究指導履修上の注意事項と学生組織ゼミナール協議会が各ゼミ教官等に照会したゼミナール募集要項をまとめゼミナール紹介本を作成し、昼間コースはゼミナール協議会と各ゼミの代表(学生又は教官)がゼミナールの内容を紹介する。夜間主コースは教務課及びゼミナール担当教官が募集手続きゼミナールの内容等を紹介する。
社会情報学科以外	
11月5-6日	第1志望申込期間:ゼミナール申込用紙に志望ゼミ1つ記入,志望状況適宜公表
11月8-13日	第1次選考期間:志望ゼミの面接等,内定者発表,第2次募集人数公表
11月15-16日	第2志望申込期間:ゼミナール申込用紙に志望ゼミ1つ記入,志望状況適宜公表
11月20-22日	第2次選考期間:志望ゼミの面接等,内定者発表,第3次募集人数公表
11月26-27日	最終調整期間:第3次募集教官と面接等
社会情報学科	
11月5-6日	志望ゼミ申込期間:ゼミナール所属申込書に第1志望から第3志望を記入
11月8日-	選考期間:志望ゼミの面接等(第1~第3志望以外も可),
11月8日-	選考結果発表:内定者発表,重複内定者は辞退するゼミの教官に申し出る,第2次募集は教官に照会

今回、「ゼミ選択の過程」に関する満足度と「ゼミ選択の過程に関する不満の有無」について調査が行われた。「ゼミ選択の過程」に関する満足度では満足度4,5の回答者が42.4%,3の回答者が34%,1,2の回答者は28.4%となっており,おおむね満足していると考えられる。「ゼミ選択の過程に関する不満の有無」では「オリエンテーションに不満がある」が41.5%と最も高く,次いで「ゼミ本の内容に不満がある」が28.8%,「面接から所属決定までに不満がある」が18.6%,「2次募集に不満がある」が13.1%となっている。ゼミ選択,ゼミ所属登録,ゼミ変更については,目標達成におおむね貢献していると考えられるが,なお,改善が必要と思われる。

②取組みの実行状況を規定した要因

今回の調査では,ゼミ所属に対する不満として情報不足が大きな要因となっている。情報不足は,さらに(1)ゼミナール紹介本では情報が不十分,(2)ゼミ生による説明が不十分,(3)オープンゼミの実施不足,(4)オリエンテーションを実施しないゼミがある,に分け

ることができる。

③取組み促進のための改善努力

ゼミナール紹介本は、研究主題、指導要領、指導テキストおよび参考書、申し込みの条件、選考の方法、面接・テスト等の日時・場所、注意事項・履修希望者へのメッセージを基本記載事項とし、これに学習内容やゼミ生による教官紹介などが加えられて作成されている。これらの記載内容に差があるため、十分比較できないことが大きな理由と考えられる。同様に、オリエンテーションについても、ゼミ毎に説明に差があるため、比較できないことが不満の大きな要因と考えられる。ゼミ選択の過程に関しては、各項目において「不満はない」と答えたものの割合が56%から84%となっており、おおむね目標達成に貢献しているといえる。したがって、取組みの一層の充実を図ることによって、目標達成により一層の効果をもたらすことができると考えられ、改善の取組みが重要である。なお、夜間主コースについては、所属学科と専門共通科目のゼミ以外は履修できないこととなっていたが、他学科のゼミも履修でき、卒業所要単位数にするとの学則改正を行ったので、ゼミの選択幅は拡大した。

④取組みの目的・目標との整合性

①の取組みは、十分目的目標達成に整合している。

⑤合目的性の改善努力

平成11年12月15日付けの本学教育課程改善委員会答申は、ゼミを「本学学部教育において重要な役割を果たし、その必要性においては全学が共有する認識である。さらに、新たな教養教育の基本理念である課題探求能力や自己表現能力の育成は、学生の主体的活動によって運営されるゼミナールが最もふさわしい。したがって、ゼミナールは専門教育と教養教育の性格を併せ持つ総合教育の場として認識し、本学のカリキュラムの中核とすべきである。」と位置づけ、必修とすべきと提案した。これを受けて、平成13年4月1日の学則改正では、昼間コース、夜間主コースともゼミを必修とした。あわせて夜間主コースについては、2年間継続してゼミを履修することとした。平成13年度入学生は平成14年度に実施されるゼミ募集でゼミに所属することとなるが、必修に見合うゼミの募集方法について検討を行い、平成14年度ゼミ募集からはゼミ所属希望者全員がゼミに所属できることとなる予定である。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

ゼミの募集期間は、冬季休業が12月上旬に開始となっていた当時の日程を踏襲しているものと思われる。現在は、冬季休業開始が12月下旬となっており、日程的には余裕ができています。ゼミ募集から所属内定までの期間が短すぎるとの意見も出されており、この期間の在り方について現在教務委員会で検討しているところである。現在よりも募集・所属内定の期間が長くなれば、オープンゼミの実施も可能となり、学生はより多くのゼミの実際を体験できることにな

るし、情報の収集期間も多くなり、さらに各ゼミナールでホームページ等の充実を図れば、不本意ゼミ所属は減少し、ゼミの教育効果も一層高くなると思われる。また、現在ゼミナール協議会が中心となって実施しているオリエンテーションについても、より一層、教官と事務と意志疎通を図ることで充実させることが可能である。

2年間継続して履修するゼミは、4年間の大学での学問の集大成として卒業論文を作成するだけでなく、人と人の接触を大切にし、お互いに学び合う教育の原点であり、教官と学生、学生同士の学問上の議論はもとより、人の生き方、教養、社会のでき事についての会話などを通じて、個人の人格形成や思考に大きな影響をあたえるものである。また、2年間のゼミで得た友人は、卒業後も大切な相談相手であり、アドバイザーであり、良き友人となる。学生のゼミ選択の過程では、この重みを生かせることが必要であり、不断に改善を図っていくことが必要である。

目標2.

正課（可能であれば課外）教育に関連して、学生が主体的に勉学に取り組むことを促進する施設設備の充実が図られ、アクセスが保障されていること

[対象となる活動] 附属図書館開館状況

①学生支援の取組み状況

附属図書館の開館状況については、表-1に示すとおり過去5年間の統計を見ると平成10年1月開館時間の延長実施以降、着実に開館総日数並びに時間外開館の総時間数は増加している。また、一方では平成13年度に大学の夏休み期間が延びたことによる図書館の時間外開館総時間数と土曜開館総日数等は減少となって現れており、今後の検討課題となって積み残された。なお、文部科学省の平成13年度大学図書館実態調査による年間開館総日数および時間外開館総時間数についての全国公私立大学平均252日、639時間並びに国立大学だけの平均をみると266日、940時間となっていて、本学図書館は全体としてこれらを大きく上回っているものと評価できる。

しかし、反面土曜開館日数もさることながら国立大学単科大学の平均は、279日、1150時間からみると尚一層の改善努力が必要であると思われるが、取り分け冬季の休業期間中における土曜、日曜開館の実施に伴う暖房委託経費、構内除雪費、光熱水費、非常勤職員の人件費等の経費の捻出が最大の課題であるため、何よりも学内の合意形成に向け、現在検討している段階である。

附属図書館開館状況

表-1

区 分	年 間 開 館 総 日 数	時 間 外 開 館 総 時 間 数	土 曜 開 館 総 日 数 (内数) 総 時 間 数
9 年 度	268 日	696 時間	33 日 159 時間
10 年 度	267	957	34 289
11 年 度	267	957	34 289
12 年 度	269	969	33 281
13 年 度	272	931	30 255

1. 開館日・開館時間

- ・授業期間中（月～金）午前9時～午後9時（変更前 午前9時～午後8時）
（土）午前11時～午後7時30分（変更前 午後2時30分～午後6時30分）

※平成10年1月開館時間の延長実施

- ・休業期間中（月～金）午前9時～午後5時
（土）閉館

2. 閉館日 日曜祝祭日、年末年始、大学入試センター試験日、前期日程入試日

※文部科学省研究振興局 平成13年度大学図書館実態調査結果報告（抜粋）

開館状況

区 分	開館日数	時間外開館総時間数	土曜開館総日数
全国立大学平均	266	940	38
本 学 (12年度)	269	969	33

③取組み促進のための改善努力

- (1) 平成12年度より利用者サービスのため図書館の臨時閉館の縮小を検討して、改善をはかった結果、年間開館日数が増加したことは大いに評価できる。
- (2) 平成14年度からは利用者サービスの基盤である開館時間数の向上をはかるため最優先に夏期休業期間中の土曜開館並びに平日における夜間開館を実現させた。さらに、この改善によって平成14年度以降については、全国公私立大学平均を大幅に上回ることはもとより、国立単科大学平均をも上回ることが可能となるので、高く評価できる。

[対象となる活動] 図書館利用の指導**①学生支援の取組み状況**

附属図書館では、利用者に図書館の機能とサービスに関する理解を深めさせ、在学期間中、有効に図書館の機能とサービスを利用して効果的に学習できるように「図書館の利用について」新入生オリエンテーションでガイダンスを行っている。「利用案内」「参考図書について」「文献複写について」「他大学の利用について」「閉架書庫の利用について」「図書の予約について」などのリーフレットも配布している。また、平成9年度より図書館ツアーを実施している。

②取組みの実行状況を規定した要因

新入生オリエンテーションでのガイダンスから利用者が実際に見て、触れて、体験しながら学ぶ図書館ツアーの重要性の認識に立って、実施に向けては1人でも多くの参加に重点を置き企画したが、新入生だけに限ったことや実施期間の問題並びに周知期間や担当教官への事前周知が十分でなかったため、参加率が10%程度と取組み実行面で不十分な点があった。

③取組み促進のための改善努力

図書館で日程を決めて募集するツアーの他に、全教官にゼミ単位でのツアーを希望の日時・内容で随時募集する旨の案内を実行したところ、申し込みが飛躍的に増加。また、講義を利用しての図書館教育（「知の基礎系」）で図書館ツアーを実施した結果、新入生の約50%が参加するに至り、目的の達成に十分貢献している。

④取組みの目的・目標との整合性

図書館ツアーは利用者が図書館に足を運ぶきっかけと図書館の機能とサービスに関する理解を深めさせることになるものであり、目標の達成に十分貢献している。

⑤合目的性の改善努力

図書館ツアーの実施を年間を通じて利用者の要望に応えられる態勢が必要である。現在図書館ツアーは運用係を中心に行っているが、講義を利用しての多人数のグループに対しては少人数に分けて、きめ細かい指導を実現するために対応できる体制整備を図る必要がある。また、検索マニュアルや各種リーフレットなども種類を増やし、定期的に内容を見直しすることは利用者へのサービスの他に、職員に対する研修の効果もある。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

図書館としては少しでも多くの利用者に図書館を利用して欲しいと願い、努力しているところであるが、一方で利用者が図書館を使いこなそうとする姿勢が消極的であるようにも感じる。そういった消極的な利用者に対して、どのようにアプローチしていくかが今後の利用指導の課題である。また、本学は留学生数が多いが、留学生への利用指導は日本語あるいは英語の習熟度がまちまちなため個々に対応している現状であり、これも今後の課題となっている。

[対象となる活動] 学生用図書整備

①学生支援の取組み状況

附属図書館では、学生の修学支援の観点から「学生用図書購入費」の予算措置をして、毎年度、図書運営委員会の基準（学生用図書、参考図書の選定に関する取り扱い）のもとに計画的に整備を計っている。

利用者である学生からは「学生用図書」として毎月の月例委員会に購入希望図書の募集を行っている。

「学生アンケート」の意見等には、「文学」、「小説」専門書以外に関しての本の購入希望が多数出されるが、「選定取り扱い基準」から購入できないもの。また、予算の制約もあって購入できないものが若干あるが、学生の購入希望図書については最優先として予算の許す限り配慮している。従って、現状ではおおむね目的達成に貢献している。

②取組みの実行状況を規定した要因

図書費全体の予算額がここ10数年以上増額されない実情の中で洋書並びに外国雑誌などの価格の高騰、また、消費税率のアップの要因が相俟って学生用図書の充実に振り向ける予算確保が非常に困難となっている。

③取組み促進のための改善努力

平成9年度学内予算配分方式の改正に伴い、「学生用指定図書」を毎年度、各学科、各教官に対して募集を行い、新設された学長裁量経費に申請を行っている。それによって、新学期に向けてシラバス記載の教科書・参考書と言った学生用指定図書の充足が可能となり、その結果、学生の修学面における教育支援の目標達成に十分貢献できたものと評価する。

⑤合目的性の改善努力

社会科学系大学の図書館として、学内的に図書予算の確固たる永続的確保が不可欠であると同時に図書充実のための方策と体制整備を図る必要がある。

[対象となる活動] 情報処理センターの開館状況、情報処理教育、情報処理アシスト

①学生支援の取組み状況

1. 概要

小樽商科大学は創設当時から現在まで一貫した教育方針として、実務教育主義を取り入れ、その時代の要請にこたえる実業人を多く輩出してきた。本学の情報処理センター（設立当初は計算センター）は、この一環として、昭和37年に設置された。その後、学内共同利用施設として電子計算システムの効率的運用を図り、本学の研究、教育に貢献している。

2. センターの現状（教育環境）

2.1 センター（教育環境）を取り巻く状況の変化

2.1.1 依頼ジョブの時代

昭和38年に導入したOKITAC-5090H型や昭和48年に導入したOKITAC-4500C型の計算機を利用するには、学生がプログラムを書いて、自分でカードパンチ（入力）をしたものをセンターに計算機処理依頼をしていた。なんと処理は1日に2回（午前、午後）のみで、学生は間違えては大変と、プログラムを何度も何度も見直していた。つまり、今だと、スペルを間違えてもリアルタイムに修正が可能であるが、当時の学生はスペルを1文字でも間違えて計算機に処理すると、山のようなエラーの紙が出て来て修正作業後、処理できるのは次の日という状態であった。

これというのも、当時の計算機（OKITAC-5090H）にはOS（オペレーションシステム）がなかったため、操作が難しく、誰でも計算機を扱える状況ではなかった。

2.1.2 オープンカフェテリアの時代

昭和52年のMELCOME-COSMO700型の導入により、今までの依頼ジョブの形態から、学生自ら”計算機に触れる”環境となってきた。すなわち、端末機（10台）の導入により、プログラム入力形式がカードから端末機を利用し直接入力できる環境になった。

2.1.3 TSSの時代

昭和56年、MELCOME-COSMO700S型の導入により、TSS（タイムシェアリングシステム）時代が本格化となり、昭和60年には、計算センター（情報処理センターの前身）が新築され、実習室（現在の第3実習室）が出来、端末機20台が配置された。授業時には、1台の端末機に4～5人が群がる光景も見受けられた。

2.1.4 情報処理センター時代の幕開け

平成元年には、計算センターから情報処理センターに改組拡充され、FACOM M-760/6システムの導入により、大幅に実習室環境が整備された。実習室にパソコン78台、プリンタ26台が配置され、従来の端末機と違い、ワープロソフトや表計算ソフト、さらには電子メール、インターネットが利用出来るようになり、使い勝手が数段レベルアップされた。

2.1.5 集中から分散の時代（試行期）

汎用機中心の利用形態から、ワークステーションとパソコンを使った機能の分散処理形態に移行し、さらに負荷分散を念頭におき、コンピュータ資源の効率化を目指して導入されたのが、平成6年に導入されたDEC・SUNサーバシステムである。

教育環境の整備においては、従来のパソコン（97台）をDOSからWINDOWS環境に移行し、さらに使い勝手をアップさせた。また、クライアントUNIXワークステーション（20台）の導入により、UNIX環境を使った授業が始まった。

2.1.6 分散の時代

平成6年に導入された、“初代DEC・SUNサーバシステム”で培ったノウハウを継承しつつ、平成10年、“2代目DEC・SUNサーバシステム”が導入された。パソコン台数をさらに増やし（112台）、また、UNIX教育が定着してきたこともあり、WINDOWS環境とUNIX環境が1台で使い分け出来るマルチOSパソコン（30台）を導入した。

2.1.7 現在

新システムの準備のため、平成12年10月に仕様策定委員会を立ち上げ、学内アンケート等を実施し、どのような新システムを導入すべきかを検討した。その結果、パソコン台数を増やすなど教育環境を充実することとした。2号館が出来、スペースが拡張したこともあり、従来の3実習室体制から5実習室（2室は言語センターと共用）体制に整備し、パソコン台数を158台から238台に増加した。これにより複数の授業での実習室の利用が円滑になり、また、実習室の慢性的な混雑が緩和された。

また、従来、教育研究用に4台のサーバがあったが、高性能のサーバに機能を集約させた。

3 利用者数の推移

実習室が本格的に整備された1998年を境に利用登録者が大幅に増加し、年々増える傾向にある。また、学科に関係なく登録者（利用者）がいる。

4 利用申請について

本学の学生であれば、利用申請手続きをすることにより誰でも利用できる。手続きの煩雑さを緩和するため、有効期限は修業年限（学部生は4年間、大学院生は2年間）としている。

5 実習室の利用形態

本センターでは、情報処理センター発足以来、“さわってみようコンピュータ”を合い言葉に、多くの学生に“触れる機会”を持ってもらうため、授業以外でも実習室を開放している。（大学によっては、授業時しか利用出来ないところもある。）実習室利用は講義との併用となっており、一般の利用者は、授業で使われている場合実習室を利用できない。

講義等の利用スケジュールは、情報処理センターホームページ及び情報処理センター本館2階入口のホワイトボードで通知している。また、実習室中の各パソコンの空き状態を確認できる表示装置を情報処理センター本館2階に設置している。

6 利用時間

情報処理センターの利用時間は、以下のとおりである。夏季休業期間・冬季休業期間中も年末年始を除いて利用可能である。なお、土・日曜日及び祭日は利用出来ない。

開始時間が9時（授業時は8:50）となっているが、これは、プリンタ用紙等の補給やサーバ系の動作確認に要する時間をとっているためである。

夜間主コースの利用者を配慮して、一部実習室の利用時間を22:30まで延長している。

実習室名	平日(月～金)
第1実習室	9:00～21:00
第2実習室 第3実習室	9:00～22:30
第4実習室 第5実習室	9:00～21:00

⑤合目的性の改善努力

先日実施された”修学面における学生支援に関する調査”の結果を真摯に受け止め、改善点を検討した。

以下に、アンケート結果（情報処理センター関連）とその結果を踏まえた検討案を述べる。

修学面における学生支援に関する調査結果（情報処理センター関係分）

施設等の利用頻度

484サンプル中	週3日以上	124
	週1～2日	179
	月1～3日	98
	月1日未満	39
	利用なし	42
	無回答	2

結果 週1日以上の利用者は半数を越える。

施設等における不便さの有無

484サンプル中	不便を感じたことがある	140
	不便を感じたことがない	310
	利用していない	32
	無回答	2

理由

- ・土曜・日曜日にセンターを利用ができない。
- ・実習室の冷房が効きすぎている。適切な室温調整をしてほしい。

- ・パソコン台数が少ない
- ・機器の障害で利用できないことがある。
- ・センター利用開始時間を早くしてほしい。
- ・印刷用紙枚数の制限が不便である。

施設における教職員の対応について

484 サンプル中	不満を感じたことがある	29
	不満を感じたことがない	418
	利用していない	35
	無 回 答	2

理 由

- ・わからないから質問しているのに嫌な顔をされた。職員の態度が悪い。
- ・情報処理センターの職員にすぐ質問できるように、時間を決めて、教室にいてほしい。
- ・窓口の対応時間（夜間）を延ばしてほしい。

施設等に関する満足度

484 サンプル中	満足度レベル	5	143
		4	159
		3	103
		2	44
		1	6
	利用していない		25
	無 回 答		4

これらの結果を踏まえての改善点

1 土曜日、日曜日の解放について

職員不在のため、機器の保全、及びパソコン、サーバの障害時に対応できないため、土曜、日曜日、祝祭日については解放していなかった。しかし、利用要求が多いということで、暫定的に土曜日のみ、本館2階第3実習室（パソコン台数 36台）を解放する。ただし、校舎が施錠されているため、利用者は、守衛室で入室カードを借りて入室してもらう。不測（盗難）の事態を想定して、監視カメラで録画をとる。機器の障害対策については、職員不在のため、その場では対応できないが、“障害メモ”を置き、後日対応する

2 冷房の効きすぎ

機器の発熱による障害を防ぐため、各実習室に空調設備が備えつけられている。常時

24～25度に保たれているが、座る場所によっては（空調機吹き出し口付近）寒く感じるところがある。また、勝手に温度設定をさわる利用者も見受けられるため、掲示等により勝手に設定変更しないよう促す。

3 印刷利用枚数制限について

情報処理センター電算機更新に伴い、資源の節約を心がけるという意識の向上の為、情報処理センター実習室内におけるプリンターでの出力に制限を設けた。こちらの広報不足もあり、誤解を招いたが、この件については、申し出により、正当な利用であれば制限枚数を増やすことは可能である。通常の印刷制限は、一人当たり年間「600枚以下」、月間「100枚以下」となっているが、状況をみて緩和していきたい。

4 パソコン台数が少ない

情報処理センターの実習室は授業と併用しているため、まれに実習室を使った授業が2カ所におよぶことがあり、一般の学生が利用できるパソコン台数が少なくなることがある。センターとしては、極力、利用調整をして、一般利用者の”スペース”を確保していきたい。

5 機器の障害で利用できないことがある

情報処理センター内には、238台のパソコンが設置されている。すべてのパソコンが正常に稼働出来るよう日々保守メンテナンスを行っている。しかしながら、台数が多いため、目が行き届かず、利用者の方から障害連絡をもらってから対応しているというのが現状である。今後、障害時に迅速な対応がとれるような体制作りをしていきたい。

6 情報処理センターの職員にすぐ質問できるように、時間を決めて、教室にいてほしい

情報処理センターでは、センターの利用に関する質問について、メールで受け付けている。質問の内容が同一のものも多くあり、HP上で公開しているので参考にさせていただきたい。今後、さらにHPを活性化して、”Q&A”コーナーを設けて情報提供をしていきたい。

7 センター利用開始時間を早くしてほしい。窓口の対応時間（夜間主コース）を延ばしてほしい

プリンタ用紙及び機器の点検に時間を要すが、8時30分以降可能な限り早く実習室を開放したい。当面、講義棟に入れる8時より情報処理センター2階第3実習室のみを開放する。また、夜間主コースへの対応だが、繁忙期（4月）においては、窓口対応を19:00まで延長して業務を行っており、今後も継続する。

8 その他

現在、新入生を対象とした、センターガイダンスを4月に実施しているが、内容を充実させて情報処理センター主催の講習会の形で実施していきたい。

[対象となる活動] 言語センターマルチメディアライブラリー

①学生支援の取組み状況

言語センターは、昨年、平成13年度の外部評価「本学の外国語教育」を実施したばかりであり、言語センター全体についての評価は不要と考え、今回は特に施設面での評価を行うこととする。言語センターにはマルチメディアホール1, 2, 3とLL, それにCALラボ, マルチメディアラボラトリ, マルチメディアライブラリー, 音声スタジオ, 音声・映像調整室, 言語情報処理室の視聴覚教育施設が設置されている。これらの施設の運営に関しては、言語センター創設以前は全学的な視聴覚教育施設運営委員会で、審議され、現在は、言語センター会議での審議を経て実施されている。このうち、マルチメディアホール1, 2, 3とLLは主として授業に利用されており、CALラボとマルチメディアラボラトリは情報処理センターとの共同利用を行っているので、ここではマルチメディアラボラトリを中心に学生支援について評価を行うこととする。

マルチメディアライブラリーは、約7千点のカセットテープ、ビデオテープなどの視聴覚教材・資料を備え、他のマルチメディア設備のある視聴覚教育施設及び一般教室における授業をはじめ、関連した個別学習にも対応できるように、パソコンコーナー、ビデオブース、カセットテープコーナーを設けている。また、音声スタジオでは音声を利用した課題の作成、あるいは編集が可能である。

マルチメディアライブラリーの開室時間は、月曜から金曜まで午前9時から午後5時までとなっており、火曜と木曜の2日間のみ、午後7時まで延長して開室している。大学評価委員会が行ったアンケートにもあるように、5時以降の利用希望の声が聞かれるが、予算と関連して人員の配置が難しいので、現時点では、週2日間だけしか開室することはできない。

従来のカセットやビデオなどのAV機器、それにLANとパソコンについては十分な機能を備えていると考えられるが、新しいメディア、CD, MD, DVDといったデジタル化された機器については、予算、著作権、教材・資料の管理の面から解決すべき課題が多く、一部を除いて導入が遅れている。これらのことから、現時点では目的には「十分に貢献している」が、将来的にはまだ改善の余地があると評価することができる。

②取組みの実行状況を規定した要因

近年IT革命の時代の波に押され、教材・資料などのデジタル化が著しい。教室には新メディアに対応できる設備を一部備えているが、それと連動したマルチメディアライブラリーの教材・資料、機器、設備は、予算、著作権法上の問題、管理の面から対応が遅れているといわなければならない。

③取組み促進のための改善努力

マルチメディアライブラリーには従来型のAV機器、並びにパソコンとLAN接続は設備されている。また、デジタル機器についても一部は利用可能になっているが、マルチメディア教

室と合わせて、真のマルチメディアライブラリというよう、機器、資料の面から充実させることと、マニュアル面からも改善をはかり、多くの学生に利用しやすい環境作りを目指して改善の努力を続けていく必要がある。

④取組みの目的・目標との整合性

マルチメディア教室は授業改善にも大きく貢献しており、教室と連動したライブラリーのマルチメディア化は、学生の授業の準備や課題の作成、教材の作成等の面で、十分に貢献しており、目的及び目標の達成には十分貢献している。

⑤合目的性の改善努力

一方で、MDは持っているが、カセットテープレコーダーは所有していないという学生が増えてきた新時代に相応しく、新しいメディアの利用も十分できるように改善の努力は続けなければならない。特に視聴覚教育施設や一般教室でもデジタル教材を用いた授業が多くなれば、学生の個別学習の場としてのライブラリーにおいても同等の機器と教材が利用可能になるよう改善することが、より一層大きな学生支援を達成することになるであろう。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

2つの課題と取組みが急務であると考えている。1つは、繰り返し述べてきたように、新しいIT革命の時代に相応しく、真のマルチメディアライブラリーと呼べるような、デジタル化された設備に改善すること。もう一つは、一人でも多くの学生がよりよく快適に利用しうるよう、マニュアル化を徹底して行うことである。

[対象となる活動] 国際交流センターラウンジの整備

①学生支援の取組み状況

本学では、平成8年2月に学内措置で国際交流センターが設置され、外国人留学生と日本人学生の交流の場として、また留学情報等の提供の場として国際交流センターラウンジが設けられた。

このラウンジには、現在、マルチランゲージソフトを入力したコンピュータ10台、カラープリンター3台、テレビ1台、全世界対応ビデオレコーダ1台、冷蔵庫1台、貸出用パソコン5台、応接セット、ミーティングテーブル、貸出用図書（専門書、辞書、語学用参考書）・ビデオテープ等のほか、外国人留学生への各種連絡用のためメールボックス等を整備している。

また、本学には平成9年4月に設立された学生のサークル団体として「国際交流サークル」がある。このサークルは外国人留学生との交流を目的とした全国的にもユニークなサークルとしてその活動が知られており、毎年実施している国際交流週間の企画・実施等、外国人留学生との交流を積極的に進めている。ラウンジはこの国際交流サークルの活動の場、及び日本人チューターと留学生の交流の場としての任にも当たっており、ラウンジが持つ性格は広範なものとなっている。

以上のように、国際交流センターラウンジは外国人留学生が本学において言語・文化、生活環境等の違いを乗り越えて修学できるような環境として、また、日本人学生と積極的に交流を深めることができるような環境づくりを励行しており、「目標2」の達成にかなり貢献しているが、100名を超える外国人留学生を受け入れることとなった現在、日本人学生との交流、外国人留学生相互の交流等の場としては狭隘となってきており、今後も改善の必要があると考える。

ちなみに、本学の平成7年度以降の外国人留学生（学部生・大学院生）受入れ状況は、下記のとおり年々増加傾向にあり、特に平成9年度以降の増加は著しいものがある。

外国人留学生（学部生、大学院生）の受入れ状況について（各年度5月1日現在）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
学部生	3	4	10	14	23	24	29	30
大学院生	5	5	6	16	25	27	31	24
計	8	9	16	30	48	51	60	54
平成7年度を100とした場合の比率	100	112.5	200	375	600	637.5	750	675

なお、今回の外部評価の評価項目とは直接的には関係ないが、正規生（学部生、大学院生）以外の外国人留学生を含めた受入れ状況を参考までに記載する。

外国人留学生（全体）の受入れ状況について

（各年度5月1日現在）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
学 部 生	3	4	10	14	23	24	29	30
大 学 院 生	5	5	6	16	25	27	31	24
研 究 生	3	2	6	8	10	13	6	5
特 別 聴 講 学 生	4	6	5	8	11	19	16	32
科 目 等 履 修 生	1	1	2	1	1	2	6	10
計	16	18	29	47	70	85	88	101
平成7年度を100とした場合の比率	100	112.5	181.25	293.75	437.5	531.25	550	631.25

②取組みの実行状況を規定した要因

本学の外国人留学生の増加は上述のとおり目覚ましいものがある。平成14年5月1日現在の外国人留学生（正規生：学部生，大学院生）の出身国は14ヶ国となっており，これらの国々で使用される言語は様々である。

また，本学は，現在12ヶ国・17大学と学生交換協定を締結しており，これにより正規生以外の短期留学プログラムによる特別聴講学生を毎年4月及び10月に受入れている。これら協定校について言語的には7カ国語（英語，フランス語，ドイツ語，スペイン語，ロシア語，中国語，朝鮮語）に及んでいる。

本学の国際交流センターラウンジは，正規生のみでの使用に限ったものではなく，短期留学プログラムにより受け入れている特別聴講学生や研究生，科目等履修生等すべての外国人留学生を対象として使用できることとなっている。

外国人留学生の受入れが年々増加することによって出身国も増え，言語・文化，生活環境等の違いも多様化している状況を認識し，初期の目的及び目標を達成すべくラウンジの整備・充実を図ってきたところである。上述のとおり短期間における外国人留学生の受入れ増大は著しいものがあり，これにより今後改善すべき点はあるものの，外国人留学生と日本人学生，外国人留学生相互の交流が活発に行われ，異文化交流，日本文化理解が格段に進展している。

③取組み促進のための改善努力

外国人留学生は，言語の問題はいうまでもなく，新しい文化や生活環境に直面して，それに適応する必要があることから，国際交流センターでは外国人留学生が新しい環境にスムーズに適応することができるよう様々な仕組みを整備してきた。

ラウンジ設置時からの量的整備は勿論のこと，「①取り組み状況」でも記したように，平成13年2月にはマルチランゲージソフトを入力したコンピュータを整備し日本語以外の言語でも操作できるように配慮したり，平成13年8月には全世界対応ビデオレコーダーの導入，また語学学習等のための各種図書の整備等，質的な充実も図ってきた。

このように不断の改善を重ねながら、目的及び目標におおむね貢献している。

④取組みの目的・目標との整合性

ラウンジは、外国人留学生に対して様々な便宜を供与するために設置されたものであるが、外国人留学生の受入れが年々増加するにつれて問題点も生じてきている。

第一にラウンジの狭隘化があるが、国際交流センター自体が省令施設ではなく学内措置による施設であることから予算上の制約があり、また、本学のスペース上の問題もあり、現時点ではこれ以上の拡充は望めない状況にある。

次いで、ラウンジの用途であるが、当初の設置目的である留学生と日本人学生の交流の場、留学情報等の提供の場としてのみではなく、レポート作成等勉学の場として活用している留学生も少なくない。狭隘なラウンジでは交流を深めるための留学生と、勉学に取り組む学生が混在しており、勉学の場として活用している留学生にとっては必ずしも良好な環境とは言えない。

また、外国人留学生の便宜供与のために設置されたラウンジのコンピュータであるが、インターネットからの各種ソフトのダウンロード等によるコンピュータのメモリ不足、勝手な個人パスワードの設定等、不正な使用が跡を絶たず、コンピュータのフリーズ及び共用コンピュータとしての不具合に対処するため、平成14年6月には環境保全ソフトを導入した。

このように目的及び目標の達成にかなり貢献しているが改善の必要がある。

⑤合目的性の改善努力

以上のように、国際交流センターラウンジについて、設置後6年余の期間において部屋の狭隘、予算的な制約等、様々な問題点がある中で量的にも質的にも整備・充実を図ってきた。

設置当初、台数の少なかったコンピュータを10台まで増設して外国人留学生のレポート作成、情報収集等に供与されているほか、全世界対応ビデオレコーダを設置し、外国人留学生のための便宜を図っている。

以上のような改善の取り組みは、目的及び目標達成に十分貢献している。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

・ラウンジの開館時間の設定

ラウンジの開館時間は、月～土曜日の8時30分から22時00分までとなっており、日曜日、祝日、年末年始は閉館している。このうち土曜日の利用状況について具体的に調査したことはないが、今後利用頻度が高いことが確認されれば、外国人留学生の便宜供与を積極的に進めるため、日曜日、祝日の開館について検討する必要があると考える。

・ラウンジの設備の充実

ラウンジのコンピュータにマルチランゲージソフトを導入したのは上述のとおり平成13年2月であるが、当時は情報処理センターのコンピュータには本ソフトがインストールされていなかったため、日本語の読めない外国人留学生（特に国費外国人留学生や短期留学プロ

グラム留学生)は情報処理センターのコンピュータを操作することができなかった。しかし、現在では情報処理センターにおいても本ソフトを導入し、日本語の読めない外国人留学生でも情報処理センターでのコンピュータ利用に不自由が生じないように整備されている。

・留学生への情報提供方法

ラウンジに設置されているメールボックスは、国際交流センターから外国人留学生への情報提供や各種書類の提供等重要な役割を果たしており、「留学生のためのハンドブック」等で来学時には必ず確認するよう周知しているところであるが、一部外国人留学生には情報提供されていないケースが散見されることから、情報提供方法に改善の余地があると考えられる。

・本学から海外へ派遣される学生への対応

平成14年7月に実施した「修学面における学生支援に関する調査結果」のうち、国際交流センターラウンジに係るものとしては、設問16「大学の施設などの利用において、あなた自身が、不便さや不満を感じたこと」に3件記載されているが、ラウンジの整備に関するものはなく、日本人学生が海外留学する際の国際交流センター職員の対応の不備についてと解される。確かに国際交流センターとしては外国人留学生に対するサービス提供に重きを置き、日本人学生が海外留学する際の情報提供等については積極的でない面が見受けられたことから、今後改善しなければならないと考える。

[対象となる活動] ゼミ室

①学生支援の取組み状況

ゼミ室数の推移は表11のとおりである。本学は一貫してゼミ教育を重視し、1年次生が履修する基礎ゼミ、3,4年次生が履修するゼミを開講し、基礎ゼミを含めて、各ゼミにゼミ室を与えるための努力を不断に行い、おおむね専用ゼミ室を確保している。本学はキャンパスが狭隘で、学生の学修の場や憩いの場を十分確保することができないが、ゼミ室は、ゼミの時間以外、学生の自主的な勉強の場として、学生の交流の場として活用されており、学生の自習環境の整備に大いに貢献している。

表11 ゼミ室数の推移

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1 ゼミ専用	66	59	62	70	83	81
複数ゼミ共用	2	12	9	8	6	8
ゼミ室計	68	71	71	78	89	89

②取組みの実行状況を規定した要因

教室を間仕切りしてゼミ室を増やしたり、プレハブをゼミ室に転用するなどの努力が目標を達成できた要因と思われる。

③取組み促進のための改善努力

教室を間仕切りしてゼミ室を増やしたり、プレハブをゼミ室に転用するなどの改善を行ってきたが、今後も環境整備など不断の改善が必要と思われる。

④取組みの目的・目標との整合性

ゼミ教育の充実のための改善を行ってきたが、このことが同時に学生の自習環境の整備にもつながっており、目標、目的に十分貢献していると思われる。

⑤合目的性の改善努力

現時点では特筆すべき改善は行っていない。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

今後はゼミ室の増加はかなり困難と思われる。本学の規模に見合った適正な入学定員の設定など将来構想委員会等での検討が必要と思われる。

目標3.

修学が困難な学生に対して、その多様性に対応した支援システムが準備されていること

[対象となる活動] 休学・留年（復学）への指導，成績不振者への指導，ハンディキャップを持った学生への対応

①学生支援の取組み状況

(1) 休学・退学・留年（復学）・成績不振者への指導

休学・退学・留年指導は、本人からの願い出に基づく指導と、大学から成績不振者に連絡して行う指導の2つに分けることができる。いずれの指導も卒業させることを基本としている。本人からの願い出に基づく指導は、事情を十分把握し、その事由に適した、学業の継続、休学、退学、除籍のアドバイスを与えている。大学からの成績不振者に対する指導は、年度当初の履修願未提出者を中心に実施しているが、主として不本意入学や学業継続の意欲を失ったものが多く、励ましのアドバイスを主としながらも、事由に基づき、休学、退学、除籍のアドバイスも行っている。履修願未提出者は在学年数5年以上の学生が多く、本人の年齢（25歳を超えると就職の選択肢が狭くなるなども考慮し）、在学年数、授業料の取扱い等を加味してアドバイスしている。これらの取組みは目標達成におおむね貢献しているが、更に改善する必要があると思われる。休学事由、退学事由、留年数、履修願未提出者数は表12～14のとおりである。

(2) ハンディキャップを持った学生への対応

本学に入学を志願する者で、身体に障害（表16参照）のある者は出願前に本学に相談することとし（国立大学共通）、受験、修学上の特別な配慮を行うことになっている。受験及び入学後の修学で本学に必要な設備等がない場合は他大学を受験するよう指導することがあるが、本学では、こうしたケースはこれまでにない。しかしながら、身体に障害のある者が本学に入学することは極めてまれで、この5年間では、肢体不自由者1名が在学したにすぎない。この1名も、事前相談では特別な配慮は不要とのことであった。過去には、入学試験で1名のみ別室受験を行ったり、入学後の保護者の自家用車乗り入れを認めたり、1名の視覚障害者に文字拡大機を与えたりしており、ハンディキャップを持った学生への対応は十分なされていて、建物入口のバリアフリー、身体に障害を持つ学生のためのエレベーター、トイレなどハード面での整備も進んでおり、目標達成に十分貢献している。

表 12 休学者の状況

事由	年度(学生数)	平成9年度 (2,587)	平成10年度 (2,660)	平成11年度 (2,676)	平成12年度 (2,694)	平成13年度 (2,689)
海外研修		18	25	19	21	10
経済的理		7	20	9	12	18
病気のケガ		2	6	1	3	5
進路の悩み		4	8	3	4	11
単位修得済み		16	11	8	8	8
その他		16	7	10	11	20
計 (学生数に対する割合)		63 (2.4%)	77 (2.9%)	50 (1.9%)	59 (2.2%)	72 (2.7%)

注：その他は就職活動、結婚・出産、国内旅行、家族の看護、資格取得など

表 13 退学者（除籍を含む）の状況

事由	年度(入学定員)	平成9年度 (595)	平成10年度 (585)	平成11年度 (575)	平成12年度 (565)	平成13年度 (565)	合計
進路変更		10 (3)	13 (1)	9 (4)	12 (1)	12 (2)	56 (11)
就職		3 (2)	6	1 (1)	5 (3)	3 (1)	18 (7)
学習意欲喪失		1 (1)	4 (1)	9 (2)	2	3	19 (4)
卒業見込み無し		5	3	3	1	2	14
病気等		0	0	3 (1)	0	1	4 (1)
経済的理		4	5 (1)	3 (1)	3 (2)	1	16 (4)
除籍		2 (1)	13 (5)	17 (12)	4 (2)	12 (6)	48 (26)
勤務の都合		2 (2)	2 (2)	1 (1)	0	2 (2)	7 (7)
その他		2	3 (1)	1	4 (4)	4	14 (5)
計		29 (9)	49 (11)	47 (22)	31 (12)	40 (11)	196 (65)

注：() 内は、夜間主コースで内数

表 14 履修願未提出者として指導を受けた学生数

平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
12	24	9	22	18

表 15 留年者数一覧

年 度	3年次になれなかった学生数	卒業できなかった学生数
平成12年度	51名	202名
平成13年度	38名	205名
平成14年度	58名	211名

注 学生数には2年次に進級できずに1年次生を2年以上経過した者、休学による留年者、これらの事由により4年次になれなかったために卒業できなかった者等を含む。

表 16 学校教育法施行令第22条の3に定める身体の障害の程度

障害の種類	障害の程度
盲 者	1 両眼の視力が0.1未満のもの、 2 両眼の視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾 者	1 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 2 両耳の聴力レベルが100デシベル未満60デシベル以上のうち、補聴器の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞の程度が中程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が軽度のうち、社会的適応性が乏しいもの
肢体不自由者	1 体幹の機能の障害が体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が筆記することが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が歩行することが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が全各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

注 日常生活においては、ごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定やその他の特別の配慮を必要とすることがあるので、必ず事前に申し出ること。

②取組みの実行状況を規定した要因

休学・成績不振者等への指導で特に配慮を必要とするのは、経済的事由、病気、家族の問題である。これらはプライバシーに関わる要素も少なくなく、どの程度状況を把握すれば良いのかが非常に微妙な問題であり、全てにわたって的確な指導ができるとは言えない面がある。

ハンディキャップを持った学生に対する対応についても前記と同じことがいえる。ハンディキャップを持っている者には、できるだけ健常者と同じ扱いをして欲しいと考えている者が少なくない。したがって、行き過ぎたケアはかえって迷惑ととらえられ、どのように対処するか難しい問題がある。また、健常者にとって全く問題のない段差が車椅子使用者にとっては大変な障害になっているということは健常者が車椅子体験してみなければわからないことである。このような理解不足があることは否めない事実である。

③取組み促進のための改善努力

これらの取組みは目標達成に十分機能しているが、ハンディキャップを持った学生に対しては修学に際して必要とされる措置に個別に対処しているのが現状であり、将来にわたって十分とは断言できない。なお、成績不振者に対する指導はさらに改善が図られると思われる。

④取組みの目的・目標との整合性

これらの取組みは、目標を達成する上で必要な取組みであり、目標達成に適していると思われる。

⑤合目的性の改善努力

現時点では特筆すべき改善は行っていない。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

成績処理、履修処理の電算化は随時改善が図られている。今後は、修学指導が必要と思われる学生をいつでも抽出できるようにプログラムを改善し、情報を共有して窓口指導を充実するとともに、指導が必要と思われる学生について、日常的に気にとめるようにして、情報の収集を行うことが、より質の高い指導につながるとと思われる。この点では、平成14年10月から学生事務連絡室を学生センターに改称して窓口をオープンカウンターに改装し、教務課と学生課の業務研修も進めており両課が一体となった継続した指導・助言体制が効果をもたらすことが期待できる。さらに、履修指導教官制、ゼミ教官等との総合的な指導体制も充実させることが必要と思われる。また、成績不振者や不本意入学者に対して、やる気を起こさせる、本学を選択して良かったと思わせる教育面での改善も必要と思われる。

[対象となる活動] メンタルヘルスケア

保健管理センターの存在と活動自体は、広い意味で学生（の修学）支援そのものを目的としている。そこではメンタルケアのみならずフィジカルケア（身体的な側面）の改善が重要であり、両者が共存していることが多い。フィジカルケアの要素は多岐にわたるので、ここでは主にメンタルケアの側面を点検する。

①学生支援の取組み状況

平成9年までは、保健管理センター内の学生相談室において、精神科の医師（非常勤）により、相談希望者／必要者がいる場合に、病院からの出張でカウンセリングをしていた。平成13年度から臨床心理士による専門のカウンセリングを水曜日の午後に行っている。これは、平成13年度までは隔週の設定であった。1名あたり30分～1時間以内で、メンタルな問題の相談を受けている。そのほかの時間にも、専任医師（センター所長）や保健師も、時と場合に応じて初段階のカウンセリングやインテイク（相談を必要としているものだという判断と橋渡し）を行っている。

過去4年間の面接回数と実人数は、別表のとおりである。（専門のカウンセラーによる数のみを挙げてある）

保健管理センター相談室 実績

年 度	面 接 回 数	来所者数(実数)
平成10年度	27	9
平成11年度	32	7
平成12年度	43	9
平成13年度	35	11
平 均	34	9
合 計	137	36

相談の内訳は不安抑うつ24%、対人不安21%、摂食障害12%、不眠、対人強迫、神経症各6%、不適応、人格障害、精神病圏各3%であった。なお、自殺者は過去の五年間に幸いにもいなかった。

延べ相談回数で見ると年間平均34人であり、全学生数の約1.3%である（平成14年度学生数：2595名）。全国的に学生のカウンセリングニーズは4ないし5%であるといわれているから、それに比べると1/3ないし1/4程度であり、かならずしもニーズに応えているとはいえない。したがって、相談の機会および相談の質などを改善する努力が必要である。

②取組みの実行状況を規定した要因

第一は、カウンセリングの曜日と時間が限られていた。

第二は、相談室の存在と場所が、必ずしもすべての学生に認識されていないと思われるこ

と。学生意見では「センターの存在が目立っていない」というものがあった。

第三は、予約制としているため、来談の希望があっても、クライアントが予約を申し込むまでにタイミングを逸し、また意欲が弱められると考えられること。学生には「電話でも受け付けられるように」という希望があった。

第四は、学生自身が、精神的な問題を解決する方法をどのように考えているのか。実際そのときに本人が適当と考える相談相手は様々である。友人・先輩、両親兄弟が圧倒的に多く、教職員、保健管理センターを挙げるものは非常に少ない（平成10年度、平成13年度学生生活調査）。これには日本の、あるいは学校の環境的、文化的な心理背景によるものと考えられる。また保健管理センターは「具合が悪い」場合に行くところで、メンタルヘルスについて相談しに行くことははばかれるという心理があるだろう。

③取組み促進のための改善の努力

目的は学生支援のための情報提供、施設およびシステム、フィードバックの方法、学生生活における評価である。

第一番目の相談日が限られている問題については、従来隔週であった相談日を、平成14年度から毎週行うことにした。電話や電子メールによっても対応することを、掲示とパンフレットで案内した。

第二に、相談室があることを周知するためには、学生掲示室に常に示し、受けかたや内容についてはヘルシーライフジャーナル（パンフレット）や学園だより（広報誌）を通じて行った。相談室設置当初から、保健管理センター正面玄関に学生相談室の看板を設置し、相談時間なども示してある。なお、本年度より、商大ホームページの学生情報コーナーに保健管理センターのホームページを開設し、その中の利用案内にカウンセリングについて詳しい説明を行っている。

第三には、相談をしたいというタイミングと、相談内容の多様性に対応し、医療機関と連携する必要がある。このような状況を改善するためには、相談のための専任の人員配置が必要である。このため本年度から、メンタルヘルスにかかわらず広く相談を受けることができるように、「学生なんでも相談室」を設置し、相談の窓口を増やしより幅広くしている。医療機関への橋渡しは、カウンセラーおよび保健センター医師らが行っている。

第四の相談をしようという意識と相談相手の問題は、基本的にクライアントの希望に帰せられることである。カウンセリングをする人や状況について、学生の口コミや評判が意外に影響するかもしれない。

④取組みの目的・目標との整合性

⑤合目的性との改善努力

メンタルケアにおける学生支援の目的は、より広く、より良い相談を提供し、学生の勉学環境を改善することに資することである。③に記した改善の努力はこの目的に合致したものである。

- ・情報の整合性：③に記したようにおおむね適当である。
- ・施設の整合性：相談をする場所が、保健管理センター内に入れ子のようにあることへの抵抗感があると思われる。しかし、どのような施設であっても初回の相談は、場所にはかかわらず抵抗感がある。施設のハード面ではおおむね適当であろう。
- ・修学困難な学生の発見との整合性

相談室の活動のあり方が従来受身であった。このことは問題の性質上やむを得ないところがある。しかし、学生の修学上の困難性を個々人のメンタルヘルスの問題から発見しようという姿勢自体に、限界があるのかもしれない。新しい発想としては、これまでの教育環境の中で、すべての学生が程度の差こそあれ“困難性”を持ってきつつあると観ることである。発見の方法は課題の発見と新たな取り組みで述べるが、明確な評価はまだ行える段階にない。
- ・情報のフィードバックへの整合性

実際に継続的に行なっている具体的な手段は無い。内容がプライバシーにかかわることなので一律には難しいことである。ただし、実績を積み上げて、一般的な表現のしかたで広報誌や保健管理センターのホームページなどで行うことができるだろう。
- ・本学における活動の全国的比較から見た評価

人的にはある程度整備されているが充分とはいえない。設備的には中位程度である。改善の意欲ではかなりあると評価してよいと思われる。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

メンタルヘルスの問題を先取りすることについて。

- ・ひとつは、カウンセリングを必要とすると考えられる学生を積極的に捜すために、入学時にUPI (University Personality Inventory) あるいはCMI (Cornell Medical Index) 等の心理調査を行うことによって適当なカウンセリングニーズを抽出できる。これは対象を特定するために必然的に有記名となる。このようなテストを強制することが許されるのかについては、議論を要する。自発的な承諾の上であれば行えるであろう。ただし、その成績を有効に活用するには専門的経験、時間、マンパワーと経費を必要とする。

カウンセリングを専門とする者だけでなく、専門的でなくとも、インテイクができるようにするため、教職員向けの研修会をおこなうこと。

⑦「修学面における学生支援に関するアンケート」自由解答欄

保健管理センターの項目を立てていないので、直接意見を述べた回答は少ない。ひとつの要望は、「昼休み時間に保健センターを受けたい」というもの。これはメンタルケアについての要望ではなく、一般的な体制の問題である。学生の誤った理解である側面と、大学が認識せず対応に不備の側面がある。しかし、検討すべきことである。

[対象となる活動] その他修学上の困難に対する相談（「学生何でも相談室」）

①学生支援の取組み状況

平成11年文部省（現文部科学省）高等教育局長の基で「大学における学生生活の充実に関する調査研究」が行われ、その結果が平成12年6月に「大学における学生生活の充実方策について」でまとめられた。

この調査研究は「近年の社会環境の変化や大学進学率の上昇などに伴い、多様な能力や適正を有する学生が大学に入学しているという状況に対応し、大学教育に学生の希望を適切に反映することなどにより、豊かな学生生活を実現することを目指し、その充実方策がどうあるべきか」という趣旨で行われた。

このまとめで、学生に対する指導体制の充実の中で学生相談に関する事項として、学生相談の捉え直し、カウンセラー等の充実、学生相談機関と学内外の諸機関との連携強化、「何でも相談窓口」の設置等を充実させることが提言されている。

これを受けて本学においても従来は保健管理センターで行っている学生相談に加え新たに講義棟の空き講義室を利用して平成14年5月に「学生何でも相談室」を設置し、ここで学生のあらゆる悩み相談を受け付けることとした。

この相談室と保健管理センターで行っている相談との主な相違は、

- 学生のあらゆる相談に応じること。
- 学生が利用しやすいように講義室の近くで且つあまり人の出入りの少ない場所を選定したこと。
- インターカー（相談受付員）を女性職員の事務官としたこと。
- この窓口で答えられない場合は、学内外のあらゆる専門窓口を紹介するなどして対応していること。
- 週に1回は、カウンセラー（臨床心理士）を常駐させていること。
- 相談は、面接、電話、電子メールなどあらゆる方法を通じて応じることとしたこと。

等であるが、開設して間もないこともあり、必ずしも全学生に周知されていないと考えられるため、あらゆる機会を通じて少しでも多くの学生に周知する予定である。

なお、本取組みは、今年5月に開設したばかりであり、目標達成の評価ができる段階にいたっていない。

②取組みの実行状況を規定した要因

以下の点である。①本学は、多様な学習歴、適性、能力を持った学生を受け入れていること。②学生実態調査においても、健康・身体、学業、進路等について悩みを抱えている学生が一定割合存在すること。③それに対し、大学に対して悩みについて相談する学生が極端に少なく、相談しやすい体制を早急に作る必要があったこと。

③取組み促進のための改善努力

平成14年5月に開設したばかりであるが十分利用されているとは言い難い。ただ、これまでの保健管理センターでの相談利用者数が多いのか少ないのか。要するに何らかの悩みを持った学生が潜在的にどの程度なのか、そしてその悩みを身近な友人等に話せない学生がどの程度いるのか否か等について今後とも学生へのアンケート調査を行い、その結果を基に「学生何でも相談室」をより一層効果的なものとしていきたいと考えている。

取組み促進のための改善努力としては、目的・目標達成に向けておおむね貢献している。

④取組みの目的・目標との整合性

「学生何でも相談室」の設置目的には、「学生の修学、メンタルヘルスその他学生生活における悩みについての相談に関する業務を行うため」と規定されている。

この業務の主なものとして、「学生相談に応じること」、「学生相談を総括し、学生相談に係る学内外の関連組織と連携すること」、「学生相談に係る情報及び資料の収集並びに提供に関すること」等が上げられる。

これらの設置目的を効果的に機能させるため、相談室に、室長（副学長）、学生相談員（教官）、保健管理センター所長、相談受付員の組織を設け内容の充実や問題の把握に努めている。

さらに、インテーカーとして配置した相談受付員には、学外で開催される学生相談研修会や講演会に出席させて学生相談に関する専門的知識を身に付けさせると共にカウンセラーからの助言を得て軽易な相談には自らが対応することも行っている。

開設間もないが、このことは目的・目標との整合性にかなり貢献している。

⑤合目的性の改善努力

学内において、教育担当副学長を室長とする学生何でも相談室の組織を充実させるため、定期的に会合を行って実態の報告会を行うなど相談室の機能向上に不断の努力を行っている。目的に向けての改善努力は、十分に行われている。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

今後は、只単に学生からの相談を待つ受け身の対応だけでなく学内に於いて外部のカウンセラーを講師として講演会を行うなど学生の修学上の困難に対して出来るだけの貢献を積極的に取り組む予定である。

又、これまでの相談事例では、メンタルケアに関するものが多く、今後もこの傾向が続くものと思われるので、カウンセラーの常駐時間の増加などのカウンセリング機能をより一層充実させる必要がある。

目標4.

提供しているサービスについて、学生からのフィードバックに基づいた改善のためのシステムが構築されており、適切に機能していること

[対象となる活動] 授業改善のためのアンケート

①学生支援の取組み状況

自己評価委員会では、授業改善を目的として平成10年度から毎年度継続して学生による「授業改善のためのアンケート」実施してきた。現大学評価委員会は、自己評価委員会を改組したものであるが、職務、委員構成等について異なる点があるので、評価主体としては制約がある。

「授業改善のためのアンケート」の結果の活用法については、個々の教官に返却され、各教官自身で授業改善の資料として利用されるものと教授会で位置づけられている。集計結果の公表については、個人が特定されない形で本学自己点検報告書「北に一星」に掲載し公表している。ただし、経済学科では、個人ごとの結果を「学園だより」で公開している。

今回実施したアンケート結果によれば、学生から「全科目の実施についてはどうか」、「アンケートがきちんと処理されているかわからない。」「結果を公開して欲しい。」などの意見が多数あり、フィードバックが説明されていないという点で不十分であったことがわかる。目標4の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

②取組みの実行状況を規定した要因

平成10年度の教授会において、「個別型アンケート実施の基本的方針及び実施要領」が策定され、回答者や対象科目・教官が特定されることを防止し、本アンケートが授業改善の目的以外に使用されないことを保証し実施することとした。アンケートの実施がこの基本方針の基で行われていることが、学生に十分周知されずにいることが「アンケートがきちんと処理されているかわからない。」などの意見が出される理由と思われる。

また、アンケート結果は、附属図書館及び担当事務部局において閲覧可能ではあるが、アンケートの回答者である学生に対して積極的に結果公表を公開・周知してはこなかった。「結果を公開して欲しい」などの意見が学生から示されていることは、結果についての説明責任を十分に果たしてこなかったことが原因である。自己評価委員会は、この点に関して、配慮が不足していた。

③取組み促進のための改善努力

アンケートの回収方法、設問内容、回答の信頼性等の問題が大学評価委員会内部で指摘され、

アンケート見直しのための作業部会を設けて検討した。その結果、平成13年度末に質問票を一新し、回収方法を改めるなどの改善をおこない、教授会の承認を得て平成14年度から実施することとなった。

このように、「授業改善のためのアンケート」を不断の改善を重ねながら継続的に実施してきていることから、当委員会の改善の取組みは、目的及び目標に十分に貢献していると評価できる。

④取組みの目的・目標との整合性

全学的に授業を受ける側の学生からアンケートを実施し、その結果を授業改善に活用するシステムは目標に合致しているが、フィードバックの体制については、「アンケートがきちんと処理されているかわからない。」「結果を公開して欲しい。」など学生からの意見が見られることが示すように、不十分であった。

大学の教育改善につながるようにフィードバックを行うのが目的であったにもかかわらず、このような問題指摘を受けること自体、「目的・目標との整合性」という観点から見て、「目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある」と評価せざるを得ない。

⑤合目的性の改善努力

授業アンケートの実施は、大学評価・学位授与機構の調査によると国立大学のほぼ70%が実施している（「教養教育」事前調査結果より）。今日では、その結果を基に、実際に授業をどのように改善していくことができるかが、大学にとって一層重要かつ本質的な課題となっている。大学評価委員会では、教育課程改善委員会FD専門部会がアンケートを実施し、結果の分析をすることが目標を達成するために一層効果的であると考え、平成14年度に実施主体を同部会に移行した。

以上の改善のための取組みは、目的及び目標を達成することに十分貢献している。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

学生のアンケートからの「アンケートがきちんと処理されているかわからない」、「結果を公開して欲しい」といった学生からの意見に応えることが、大学の果たすべき課題である。この課題については、次回のアンケート実施に際して、学生に向けてアンケート実施に関する協力依頼の文書、結果の閲覧場所を掲示するなど、アンケートの実施方法・公表方法などを周知する努力が払われることが、すぐにでも行われるべきである。さらに、個別の科目についての学生による評価結果を、どこまで公表すべきか、また、大学が改善にどのように責任を果たしていくか、学生に見えるかたちで議論が行われる必要があると考えられる。しかし、これらの取組みについては、FD専門部会に委ねたい。

[対象となる活動] ファカルティ・ディベロップメント(FD)

①学生支援の取組み状況

本委員会が平成13年度カリキュラムを検討している際に、拡大枠組専門部会では、新カリキュラムの検討過程で「履修登録上限制」、「厳格な成績評価」に関連してFDを促進すべきでないかとの意見が出されたことから、平成11年2月に報告した「『新カリキュラムの枠組みについて』に関する答申」において拡大枠組専門部会として問題提起をしている。この問題提起を受けて、平成12年1月に報告された委員会答申ではFDが「責任ある教育と授業運営にとって、不可欠であることを認識し、本格的に研究を開始すべきである」としている。この報告を受けて、本委員会では平成12年5月にFD専門部会を発足させFDに関する活動をこの専門部会を中心に行ってきた。FD専門部会では「本学におけるFDのあり方」および「本学にふさわしいFD」目的に「本学にふさわしいFDのあり方の検討」「『授業改善のためのアンケート調査』の扱いの検討」「授業改善のためにできることから始める」を具体的な検討事項として活動を開始した。これらを検討した結果、平成13年3月に答申「本学にふさわしいファカルティ・ディベロップメントのあり方」を本委員会に報告した。この答申では「本学にふさわしいFDのあり方」として「長期間継続可能な組織的なFD活動」であるとし、これを実施するための具体的活動として以下の項目をあげている。

- (1) 大学セミナーハウス、メディア教育開発センター主催の研修会への参加
- (2) 北海道大学教育ワークショップへの参加
- (3) 小樽商科大学ワークショップの開催
- (4) FD講演会の開催
- (5) 「授業改善のためのアンケート調査」の実施と分析
- (6) 授業参観の実施
- (7) 講義室設備利用講習会の実施
- (8) FD広報

これらの一部は平成12年度より先行実施されているものもあり、その取組状況は以下のとおりである。

- (1) 大学セミナーハウス・メディア教育開発センター主催の研修会への参加

大学セミナーハウスが主催する「大学教職員懇談会」と「FD講習会」、およびメディア教育開発センター主催のシンポジウムに平成12年度と13年度でそれぞれ1,2名の教員を派遣しており、その研修内容についてはFD専門部会で報告されている。

また、メディア教育開発センターが主催するSCS利用研修にも参加している。

(2) 北海道大学教育ワークショップへの参加

平成12年度と13年度で4名の教員を派遣しており、ワークショップへの参加状況についてはFD専門部会で報告されている。

(3) FD講演会の開催

平成12年度は「学生からのフィードバック情報による授業改善」と題して三重大学教育学部織田揮準教授による講演会を実施した。平成13年度は「授業評価のあり方について」と題して大学評価・学位授与機構大塚雄作教授による講演会を行った。

(4) 「授業改善のためのアンケート調査」の実施と分析

「授業改善のためのアンケート調査」は自己評価委員会（現大学評価委員会）が実施主体として実施され、分析結果は自己評価書「北に一星あり」に掲載されていた。

委員会は実施主体を本委員会に移すよう自己評価委員会へ検討依頼し、平成14年度より本委員会で実施・分析することになった。

(5) 授業参観の実施

平成12年度と13年度後期学期末に4名の教員が参加して授業参観を実施している。12年度実施分については新聞テレビニュースで取り上げられている。

(6) 講義室設備利用講習会の実施

本学のすべての講義室の設備について点検し「講義室設備利用マニュアル」を作成した。このマニュアルを用いて平成13年4月に講習会を開催した。

(7) FD広報

本学の学報に「FDコラム」として8回連載している。現在は休載中であるが近々再開する予定である。

(8) その他

1. 京都大学高等教育教授システム開発センターが主催する「大学改革フォーラム」に平成12年度と13年度についてFD専門部会メンバーが参加している。
2. 平成14年4月に本学教員を対象にパワーポイントの講習会を行った。

これらのことから取組みの状況については目的を「十分に達成している」と評価できる

②取組みの実行状況を規定した要因

上記の活動を可能にしたのはFD専門部会の活動もあるが、何よりも研修会等へ参加した教員のFD活動に対する理解と意識の高さにあると思われる。とくに授業参観は教員の自主的な活動から生まれてきたものであり積極的な姿勢がうかがえる。しかし、FD講演会やシンポジウムへの参加者は少なく、FD活動が全学的な取組みにはなっていないといえ、FD活動は一部の教員に限られていると思われる。

③取組み促進のための改善努力

FD活動が全学的な取組みになり得ていないのは教員の意識が従前の教授法に安住している

からであると推測される。「調査結果」よれば「自己満足だけの授業」「期待はずれの授業」「講義内容の質に対する疑問」などがあげられており、学生は教員の「教授力」に対して疑問を持っていると思われる。従前の教授法に安住している教員の意識と教員の教授力に疑問を持つ学生の意識の間に乖離が生じているといえ、講義形態や教授法の研究を積極的に進める必要がある。そのためには少なくともFDに対する教員の意識を改革する必要がある、FDコラムだけの広報活動には限界があるといえる。したがって、改善努力については「ある程度達成されている」と評価できる。

④取組みの目的・目標との整合性

「長期間継続可能な組織的なFD活動」を実現するために①で取り上げた活動を行ってきた。これらの活動は「長期間継続可能なFD活動」を行うには適した活動であったといえるが、「組織的なFD活動」については必ずしも効果を上げていないと言わざるを得ない。これらのことから、目的・目標との整合性については「かなり達成されている」と評価できる。

⑤合目的性の改善努力

他の大学のFD活動を見ると上からの押しつけ的な活動は失敗例が多い。「組織的なFD活動」を行うためには上からの押しつけ的なFD活動ではなく下から沸き上がるようなFD活動でなければならない。そのためには授業参観に自主的に参加している教員を中心にFD活動に積極的な教員との連携を行う必要がある。このような活動はまだ端緒についたばかりで、まだ評価することはできない。

⑥課題の発見と新たな目標・取組みの設定

「調査結果」によれば「自己満足だけの授業」「期待はずれの授業」「講義内容の質に対する疑問」など教員の教授力に対する疑問が示されており、また成績の評価基準についても「評価基準があいまい」「基準が不明確」など評価基準に対する疑問とともに「評価基準が高すぎる」という意見がある一方で「講義内容のレベルが低い」という意見もあり、多様な学生が履修する講義のあり方について検討する必要があることがわかる。履修登録上制限を導入し履修科目数を厳しく制限することで、学生は関心の低い講義も履修せざるを得ない状況に置かれているにも関わらず従前の教授法による講義を継続することは、消極的な履修態度を招きそれが「単位を取得できない」「留年率の増加」の原因にもなると考えられる。単位制の意味と意義を教員が理解し、制度の実質化ができるような教授法と評価法を研究し全教員の間で共有する必要がある。

「授業改善のためのアンケート」について調査結果では「アンケート調査の結果が授業に反映されていない」という意見が多くこれが「無駄なアンケートをやる必要はない」という意見につながっていると思われる。自己評価委員会（現大学評価委員会）では集計されたアンケート調査結果は個別科目を除いて自己評価書「北に一星あり」に掲載され公表されてきた。にもか

かわらず、このような意見があるのは、調査結果が自己評価書で公開されていることを学生に周知されていない、また知っていても読まない、などが原因として考えられるが、なによりも個別科目の調査結果が担当教員にしか知らされず、それをどのように活用するかは個々の教員に任されているからであると考えられる。教授法に目立った改善点が見られなければ学生はアンケート調査は何ら役に立っていない、と判断するのであろう。平成14年度から「授業改善のためのアンケート調査」は本委員会が実施主体になり、その分析はFD専門部会で行うことになっており、このようなことを十分考慮した上で確実にフィードバックできるような仕組みを考える必要がある。

以上のことから「長期間継続可能な組織的なFD活動」は、「長期期間継続可能なFD活動」については「取組の合目的性」「実行状況」の評価から「十分達成している」と評価できるが、「組織的なFD活動」については「合目的性の改善努力」「取組み促進のための改善努力」の評価より「ある程度達成している」と評価できる。したがって総合的には「おおむね達成している」と評価することができる。一方、「授業改善のためのアンケート」のフィードバックは今後の委員会活動によるところが大きく、委員会としては評価できない。なお、発見した新たな課題を整理すると以下のようなことになる。

- (1) 「組織的なFD活動」を実現できる方策を講じること。
- (2) 「授業改善のためのアンケート」を確実にフィードバックできるような方策を講じること。

[対象となる活動] 学生の声

①学生支援の取組状況

平成10年6月、学生の意見・要望等の率直な意見を大学として速やかに汲み上げる方法の一つとして「意見投書箱(学生の声)」設置することとなった。

この投書箱に入れられた学生の声のフィードバックシステムとしては、2～3ヶ月に1回程度投書箱を開き、投書されたものの中でその内容が建設的なものを集約して回答を作成し、掲示及び「学園だより」の掲載により副学長名で回答している。

はじめから4年間投書内容は、学生の本文に係る授業内容の在り方、単位の認定方法、定期試験の実施方法、ゼミやインターンシップ、施設の改善、図書館の利用方法などありとあらゆる提言、要望、苦情などが投書されている。

これらの中で内容が建設的であったり、もっともな意見として読みとれるものについては、それぞれの担当部局に伝え改善可能なものは直ちに実行し、その結果を掲示などにより回答している。

この回答についての苦情が殆ど皆無に近いことを考えるとおおむね達成出来ていると思われる。

②取組みの実行状況を規定した要因

開始されてから4年間になるが当初から一貫して建設的な意見などに対しては、「出来る」、「出来ない」、「かなえられる」、「かなえられない」などに係わらず回答を行っている。このことに対し学生から評価を得て、いまもって投書が寄せられる原因となっていると思われる。

③取組み促進のための改善努力

これら学生の声のフィードバックシステムとして効果的に行われるよう建設的な意見については掲示により周知すると共に学生への広報誌「学園だより」にも掲載するなどしている。また、個人的な問題に係わることで記名により投書しているものについては、学生個人を呼んで教育担当副学長から回答するなど取組み促進のための改善努力についてはおおむね貢献している。

④取組みの目的・目標との整合性

「学生の声」は、学生が直接大学に意見を述べるができることに利点がある。

記名では書けないことも無記名では訴えたり求めたりすることが出来ることが伺わせる。無記名により内容が誇張されたり歪められた内容が無いともいえないがそのことを差し引いたとしても全体としては真面目で建設的な意見が多いように思われる。

そして、それは担当部局に伝えられ可能な場合は改善が行われている。又、その結果や学生からの質問・要望等には、掲示や「学生の声」を通じて回答し、質問者以外の学生もこれを見

ることができるようになっている。このようにして、大学と学生全体が様々な問題について情報を共有し、共通の認識をもつことが出来る。その意味で取り組みは目的・目標と十分整合している。

⑤合目的性の改善努力

目的と十分整合的であるが、今後「学生の声」の存在をより多くの学生に知ってもらう努力をする必要がある。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

国立大学が大きな転換期を迎え、2年後の法人化に突入しようとしている現在、今後益々外部評価、第三者評価を受けながら改善や改革に努める時代に入ろうとしている。このような中で、大学内部からの改善努力は当然のこと、大学側の目に付かない細かい点、批判や要求、おもわぬ発想などを受け入れながら今以上にこのような取組みを充実していく必要があると思われる。

[対象となる活動] 副学長と学生代表との懇話会

①学生支援の取組み状況

この取組みは、学生の希望や意見を適切に大学運営に反映させる方法の一つとして平成12年度から始められた。

学生代表は、学生自治会執行部委員長（昼間部、夜間部）、体育会会長（体育系サークル代表）、音楽芸術団体連合会会長（主に文化系サークル代表）、緑丘祭・緑宵祭の各実行委員会委員長、ゼミナール協議会代表の計7名で構成され、休業期間を除き、1ヶ月に1回定期的に開催されている。

当初は、学生も何を話していいかとまどいも見受けられたが自由に発言できる雰囲気になれ、それぞれの組織の代表として、要望・不満を活発に話すようになった。また、彼らの一学生としての個人的な意見・要望にも耳を傾けるようにしており、大学側と学生の自由な意見交換の場ともなっている。代表者については、考えられ得る団体をカバーしており、学生の声をくみ上げることができるようになっている。さらに、事務局学生課から数名が同席し、学生からの質問等について回答し、また改善可能なケースでは、直ちに実施するようにしている。以上のことから、取組みは概ね目標に貢献している。

②取組みの実行状況を規定した要因

以下のことが考えられる。①教育サービスに関する学生の意見を直接聞く機会が必要であること、②学生の自律的な活動を援助するために、彼らの置かれている状況を知る必要があったこと、③大学としても、学生に要望し、改善を求め、協力を要請する機会が必要であったこと。

③取組み促進のための改善努力

取組みは概ね目標に貢献しているが、今後、対象となる学生をより広げる（団体の代表ではなく一般の学生）可能性について検討する必要がある。

④取組みの目的・目標との整合性

懇話会は、基本的には、学生と教職員の自由な意見交換の場となっている。学生からのフィードバックを教育の改善に役立てることができるだけでなく、大学の事情について学生が理解を深め、また大学運営（の一部）に学生と教職員が協力するという効果も生み出している。その意味で、取組みは目的・目標と整合的である。

⑤合目的性の改善努力

目的と十分整合的であるが、今後はタイムリーな課題などを設けてより有意義な話し合いの場とする必要がある。

⑥課題発見と新たな目標・取組みの設定

大学の運営や管理組織の場へ学生代表を参加させている欧米諸国の例もあるが、我が国のこれまでの経緯や現状を見れば慎重にならざるを得ない。ただ、今後国立大学の法人化を見据えると何らかの場面で学生代表を組み込むことも必要があるか否か検討する必要があると思われる。